

令和6年蘭越町議会第2回定例会議録

○開会及び閉会

令和6年 6月20日

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 3時51分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山 正一
	3番	淀谷 融	5番	金安 英照
	6番	向山 博	7番	難波 修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷 要
	10番	永井 浩	11番	熊谷 雅幸

欠席（なし）

○会議録署名議員

9番 柳谷 要 10番 永井 浩

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北山 誠一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	教育次長	梅本 聖孝
建設課主任技師兼建築係長	二唐 朱美		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 和田 慎一

○議事日程

- | | | |
|-------|--------------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 町長の行政報告及び提案理由の大綱説明 | |
| 日程第4 | 一般質問 | 金安 英照
難波 修二
永井 浩
佐々木雄三
柳谷 要 |
| 日程第5 | 議案第1号 | 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 工事請負契約の締結について（蘭越中学校校舎大規模改修建築主体工事） |
| 日程第7 | 議案第3号 | 工事請負契約の締結について（蘭越中学校校舎大規模改修電気設備工事） |
| 日程第8 | 議案第4号 | 工事請負契約の締結について（蘭越中学校校舎大規模改修機械設備工事） |
| 日程第9 | 議案第5号 | 工事請負契約の締結について（旧蘭越診療所解体工事） |
| 日程第10 | 議案第6号 | 工事請負契約の締結について（宝橋橋りょう補修工事） |
| 日程第11 | 議案第7号 | 工事請負契約の締結について（小南部橋橋りょう補修工事） |
| 日程第12 | 議案第8号 | 令和6年度蘭越町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第9号 | 令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第10号 | 令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 意見書案第1号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第16 | 報告第1号 | 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度蘭越町一般会計） |
| 日程第17 | 報告第2号 | 令和5年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況について |

日程第18	報告第3号	例月出納検査結果報告
日程第19	承認第1号	閉会中の継続調査申出書（総務文教常任委員会）
日程第20	承認第2号	閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）
日程第21	承認第3号	閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会）
日程第22		議員の派遣について

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和6年第2回蘭越町議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

令和6年第1回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

なお、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番柳谷議員、10番永井議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 皆さんおはようございます。

令和6年第2回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日21日までの2日間といたします。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会することといたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどをお願いをいたします。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からのお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日21日までの2日間としたいと思います。

また、議事の進行により、付議された案件が全部終了した時は閉会といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とし、議事の進行により付議された案件が全部終了した時

は閉会とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

令和6年第2回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことをまずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第2回蘭越町議会臨時会が開催されました5月10日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で御報告を申し上げます。

2ページ、5月21日、火曜日、10時から、この日はスクラムトークが倶知安町で開催され、出席をしております。

この事業は、北海道知事が市町村長や地域産業の活性化等に取り組んでいる住民と意見交換を行い、道政に反映させることを目的として、知事の地域訪問の一環として行われております。

今回は、知事と後志総合振興局長、羊蹄山ろくの町村長、各町村からは、元職を含む地域おこし協力隊員7名、本町からは土田さんが出席をされております。

各地域おこし協力隊員からは活動状況について、また、町村長からは地域活性化に向けた特色ある取組について説明があり、意見交換が行われたところでございます。

同じく12時45分から、研修農場において、この日は地域の創意工夫ある取組を広く発信するなごみちカフェとして、鈴木直道北海道知事が研修農場の薬草事業を視察しております。

私と農林水産課長、西河主幹、シミックホールディングス株式会社、西山さん、辻さんの両社員が対応し、事業の概要説明を行い、知事との懇談の中で開発商品を試飲していただき、施設も見学されました。

シソジュースについては、飲みやすく美味しい。ヒキオコシのトニックウォーターは、苦味があるが、爽やかで後味も良いなどのコメントをいただき、高麗人参栽培のハウスでは、アジアに大きなマーケットがあり、北海道と付くことで中国の方に訴求できるかもしれないとお話をされておりました。

同じく17時30分から、この日は町民センターらぶちゃんホールにおいて、

令和6年度蘭越町高校を地域とともに考える会の役員会と総会が開催され、会長として出席をいたしております。

役員会に合わせて、蘭越高校魅力化コンソーシアムの総会も開催され、こちらにも同席したところでございます。

総会には32名の会員が出席し、令和5年度の報告、また、令和6年度の事業計画について承認をいただきました。

昨年度は、蘭越高校に20名の新入生が入学したところですが、今年度は10名の入学となっております。

今後も中学校卒業生数の減少など厳しい状況が見込まれることから、町としてもこの会の活動を通して、地域を挙げて蘭越高校の存続に取り組んでまいります。

5月24日、金曜日、13時30分から、この日は医療法人社団静和会昆布温泉病院の平田事務長が来庁され、同会から燃料費等助成の要望書を受け取りました。

重油価格の高止まりや電気料をはじめとする資機材の高騰により、厳しい運営が続いている状況から、病棟暖房用重油、外来患者用送迎バスの軽油等の燃料費に対して、町からの助成について要望がされたところです。

昆布温泉病院は、町内唯一の病床を持つ病院で、町民の医療・介護に大きな役割を果たしていること、また、地域の重要な雇用の場であることを鑑み、こちらでも本日提案する一般会計の補正予算において、燃料費の助成を行いたいと考えております。

同じく14時から、この日は社会福祉法人蘭越町厚生事業団の住吉理事長と、特別養護老人ホーム一灯園の大迫施設長ほかが来庁され、燃料費助成の要望を受けたところでございます。

重油価格の高止まり、電気料や食糧費ほか、資機材の値上がりにより、両施設の運営を圧迫している状況が続いていることから、施設内の燃料費に対して、町からの助成について要望がされました。

同団体は町内で唯一特別養護老人ホームを運営し、グループホームらんこしの指定管理を受けていることから、町民の安心のため、本日提案する一般会計の補正予算において、燃料の助成を行いたいと考えているところでございます。

3ページ、6月1日、午後6時から、この日はアークスプリント300・トヨタガズレーシングラリーチャレンジ・エキスパートカップ in 蘭越の前夜祭が開催され、来賓として熊谷議長にも参加をしていただき、トヨタ関係者、競技関係者、参加者、総勢約80名が参加され、蘭越町の食材を使った料理、下賀老獅子保存会、スコップで盛り上げ隊のアトラクションに感動されたところ

ろでございます。

6月2日、金曜日、9時から、この日は役場周辺からスタートされるラリー競技が開催され、来賓として中村裕之衆議院議員、猪口振興局長、熊谷議長にも出席いただき、開会式やスタートフラッグ合図に御協力をいただいたところでございます。

そのほか、全道からトヨタ販売店5社の代表者が蘭越町で開催するラリーイベントに参加をしていただき、今後においても、さらにトヨタ自動車と蘭越町が連携をとりながら、地域振興活性化のため開催していきたいとの御意見をいただいたところでございます。

5ページ、6月14日、金曜日、9時30分から、この日は、防災関係機関の水防体制の強化を目的として、尻別川の氾濫による水害を想定した水防工法実技訓練を、尻別川河川公園で実施しております。蘭越消防団、支署職員、蘭越建設協会、ランコ・ウシ尻別川河川愛護の会、陸上自衛隊倶知安駐屯地など関係機関・団体の協力をいただき、約120名が参加して、四つの工法について訓練を実施しております。

災害はいつ何どき起こるかわかりませんので、日頃の防災・減災対策に加え、緊急時を想定した各種訓練等も実施しながら、引き続き危機管理体制の構築に努めてまいります。

6月15日、土曜日、午前9時から、この日は本町とNPO法人尻別リバーネットの共催による第30回尻別川クリーン作戦が、尻別川ランラン公園で開催しております。

30回目の節目の開催となるクリーン作戦ですが、流域住民をはじめ、関係機関・団体などから約450名に参加協力をいただき、港地区までの町内4か所と、カヌーやラフティングボートによる清掃活動を実施し、2トントラック1台分のゴミを収集しております。

今後においても、本町を含む流域7町村で構成する尻別川連絡協議会をはじめ、関係機関団体並びに流域住民等と連携を図り、豊かで清らかな尻別川を次世代に引き継ぐため、私たちの責務として、水質保全と景観の保持を推進してまいりたいと考えております。

6月16日、日曜日、7時15分から、この日はニセコ地域サマーシーズンの活性化を目指す事業として、ニセコクラシック2024が開催され、蘭越町では国内外約600名の選手が役場前からスタートして、ゴールのニセコグランヒラフを目指し、自然に恵まれた蘭越町の80キロコースで競技を行いました。

次に、6月現在の農作業の進捗状況と主な農作物の生育、出荷状況について

御報告を申し上げます。

4月からこれまでの気象概況ですが、4月は平年より気温が高く、降水量、日照時間ともに平年並み、5月から6月初旬にかけては気温が平年を下回る日もあり、降水量も少なく、乾燥傾向でしたが、6月中旬には気温がやや高くなり、作業全般の生育はおおむね順調に進んでおります。

主な農作物の生育、出荷状況でございますが、水稲は、播種後の生育はおおむね順調でありましたが、高温多照の影響で高温障害を受けた苗が散見され、苗質はやや軟弱徒長傾向になり、耕起作業は平年よりやや早く、移植作業は平年並みの5月末でおおむね終了しました。

現在の生育は、平年並みとなっておりますが、葉数は平年並み、5月から6月初旬の低温の影響で分けつの発生が遅れているとのことでございます。

アスパラは、4月の高温などにより生育が心配されたものの、前年より1日早い5月7日から本格的な選果が開始されております。

受入状況については、5月の低温による大きな被害は確認されず、その後の降雨等により、5月12日から連日3トンを超え、秀品率や2L率も高い状況で推移しているとのことでございます。

販売状況は、ハウス栽培での出荷が5月10日頃に終了し、露地栽培の出荷量は5月の気温上昇とともに増加傾向で推移、市況も弱含みになっております。

イチゴは、生産者2戸の出荷となり、52キロ、販売環境は280グラムで500円から600円で推移しております。

メロンは、定植及び生育はおおむね順調に推移しているとのことで、出荷開始は6月下旬になる見込みとのことです。

トマトについても、定植及び生育はおおむね順調に推移しており、出荷開始は6月下旬予定とのことです。

畑作物についてですが、豆類の播種作業は順調に進んでおり、小麦は出穂が例年より早く、収穫も早まりそうで、馬鈴薯、かぼちゃ、スイートコーンもおおむね順調に生育しているとのことです。

以上で農作業の進捗状況と主な農作物の生育、出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第1号については、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について議決をお願いするものでございます。

マイナンバーカードと被保険者証一本化に伴い、地方自治法第291条の3第1項に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、

同法第291条の11の規定により議決をお願いするものでございます。

議案第2号につきましては、蘭越中学校校舎大規模改修建築主体工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

蘭越中学校校舎大規模改修建築主体工事は、6月3日、午後1時から指名競争入札を執行し、金額10億3,840万円で、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、代表者瀬尾建設工業株式会社、代表取締役社長瀬尾孝志を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第3号については、蘭越中学校校舎大規模改修電気設備工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

蘭越中学校校舎大規模改修電気設備工事は、6月3日、午後1時から指名競争入札を執行し、金額2億7,500万円で末廣屋・長澤特定建設工事共同企業体、代表者末廣屋電機株式会社、代表取締役猪股浩徳を契約の相手方として、工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第4号については、蘭越中学校校舎大規模改修機械設備工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

蘭越中学校校舎大規模改修機械設備工事は、6月3日、午後1時から指名競争入札を執行し、金額2億680万円で池田・長澤特定建設工事共同企業体、代表者池田暖房工業株式会社、代表取締役社長池田薫を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第5号については、旧蘭越診療所解体工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

旧蘭越診療所解体工事は、6月3日、午後1時から指名競争入札を執行し、金額1億1,330万円で佐藤・ニセコ環境特定建設工事共同企業体、代表者佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第6号については、宝橋橋りょう補修工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

宝橋橋りょう補修工事は、6月3日、午後1時から、指名競争入札を執行し、金額1億1,033万円で、佐藤・福島経常建設共同企業体、代表者佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第7号については、小南部橋橋りょう補修工事請負契約の締結について、議決をお願いするものでございます。

小南部橋橋りょう補修工事は、6月3日、午後1時から指名競争入札を執行

し、金額1億120万円で、菅原・増田経常建設共同企業体、代表者株式会社菅原組、代表取締役社長富田浩嗣を契約の相手方として工事請負契約の締結をいたしたく、議決をお願いするものでございます。

議案第8号につきましては、令和6年度蘭越町一般会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,346万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、人件費につきましては、一般会計及び会計年度任用職員の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の増減等でございます。

総務費では、名誉町民表彰記念品42万7,000円。名誉町民功労金30万円。地熱開発蒸気噴出事故対策費水質検査手数料1,050万円など、人件費の増減と合わせまして6,116万2,000円の追加。

民生費では、特別養護老人ホーム一灯園燃料費等助成事業補助金200万円。高齢者グループホームらんこし燃料費等助成事業補助金45万円など、人件費増減と合わせまして2,090万1,000円の追加。

衛生費では、昆布温泉病院燃料費等助成事業補助金150万円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金617万2,000円など、人件費の増減と合わせまして1,229万7,000円の減。

農林水産業費では、新規就農者育成対策事業補助金420万円など、人件費の増減と合わせまして106万6,000円の減。

商工費では、農山村漁村イノベーション整備事業補助金6,934万9,000円など、人件費の増減と合わせまして7,875万5,000円の追加。

土木費では、修繕料、ロータリー除雪車エンジン修理1,568万4,000円など、人件費の減と合わせまして603万5,000円の追加。

教育費では、人件費の増減など1,002万1,000円の減となり、歳出総額1億4,346万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,245万7,000円の追加。農山漁村振興交付金6,934万9,000円など、合わせまして歳入総額1億4,346万9,000円を充当いたすものでございます。

議案第9号については、令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ126万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、源泉湯量及び温泉施設ポンプ調査業務委託料126万5,000円を追加するもので、歳入につきましては、入浴料100万円の追加など、合わせまして126万5,000円を追加するものでございます。

議案第10号につきましては、令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ38万4,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、修繕料、重量加工原料吊り上げクレーン交換修理ほか38万4,000円を追加するもので、歳入につきましては、製品売払収入、シソ・トマトジュースほか38万4,000円を追加するものでございます。

次に、報告第1号につきましては、令和5年度蘭越町一般会計予算第3条による繰越明許費に該当する事業について、繰越計算書をもって、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、ご報告申し上げます。

報告第2号につきましては、情報公開条例及び個人情報保護法施行条例の運用状況について、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護法施行条例第9条の規定に基づきまして、令和5年度の運用状況を報告申し上げます。

なお、詳細については、議案説明のときに担当課長から説明をいたします。

以上で行政報告及び提案理由の大綱の説明について終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

5番金安議員、質問席へ着席願います。

5番金安議員。

○5番（金安英照） おはようございます。

5番の金安です。よろしくお願いいたします。

私からは、川上牧場の現状と今後の活用について、町長にお伺いをいたします。

令和4年11月24日、経済建設常任委員会の所管事務調査にて、北海道新幹線トンネル発生土の現状と今後の活用について、川上牧場へ現地調査を実施してまいりました。

その結果は、令和4年12月15日の第4回定例会に報告されております。

当日の現地調査終了後の意見調整には様々な意見が挙がりましたが、どち

らにせよ雪が解けてからというところで落ち着いております。

1年以上経過しておりますが、その後の川上牧場の現状と今後の活用について、町長にお伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の川上牧場の現状と今後の活用についての御質問にお答えをいたします。

川上牧場については、第1牧区から第4牧区で構成され、総面積は101.5ヘクタール、草地のほか、牧柵、看視舎、パドック等の施設を備え、平成20年まで牛の放牧を受け入れておりましたが、放牧牛減少のため、翌年度から休止をしております。

その後、新幹線の札幌延伸に伴い、平成26年10月から令和4年6月まで、昆布トンネル桂台工区の掘削土約65万立米を第3牧区に受け入れしており、置き土を実施する前に、表土5万立米をはがして仮置きし、置き土が終わった時点ではがした表土を元の状態に復元をしております。

議員御質問のとおり、土の受入が完了した後の令和4年11月24日、経済建設常任委員会の所管事務調査として当時の委員の皆さんが参加され、現地を視察していただき、同年12月15日の第4回定例会において、植林や風力発電、自然公園など資産価値を高める活用の方法を検討するよう調査意見が報告されたところでございます。

その後の川上牧場の現状と今後の活用についてですが、ただいま申し上げた定例会において、町営牧場管理条例の一部改正条例の議決をいただいておりますが、旭台、初田、港の各牧場は廃止し、川上は、施工業者から牧草補償金を収入にした建前上、直ちに牧場を廃止するわけにいかず、規定を残しております。

常任委員会においては雪解け後からというお話でしたので、第3牧区以外の牧場を廃止し、御意見のような用途も担当課と議論を重ねましたが、牧場としての活用にはある程度の規模が必要になることを考慮し、結果として、全牧区について牧場としての活用の道を探ることといたしました。

このことから、申請資格を農業者もしくは農地法第2条第3項に基づく農地所有適格法人とし、町営牧場管理条例に基づく牧場として使用を条件に町ホームページで10月16日から1か月公募を行いました。結果としては応募や問い合わせはありませんでした。

今後の方向性ですが、北海道の令和3年度の食料自給率はカロリーベースで22

3%、生産額ベースで220%と、我が国の食料生産基地として一翼を担っている状況であり、国は令和4年度の食料自給率を令和12年度までにカロリーベースで38%から45%、生産額ベースで58%から75%とする目標を設定している状況を鑑みますと、安易に牧場を他の用途に転用するべきではないと考えております。

冒頭の議会での調査意見は十分理解できるものですが、当面は牧場としての活用を探っていくこととして、公募を行いながら、さらには大手資本への積極的なPRと企業誘致も進めてまいりたいと考えておりますので御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員。

○5番（金安英照） ありがとうございます。

実際に行って見てですね、やっぱりその広大さに驚かされました。それで、その中でもね、何か有効活用の可能性があるのではないかっていうことが、この意見調整のね、中で拳がったわけで、それが先ほど町長が申されたとおりなんですけれども、去年はね、その雪が解けてまもなく大きな事故があって、町のね、もうそれだけじゃない全ての予定がもう頓挫するぐらい、思うようなことは進められなかったことはもう重々承知しておりますが、改めて、その丸一年以上経って、この当時、掲げられたね、意見、可能性についてのね、受け止め、さらにはこの間、何か新たな町としてのね、ビジョンみたいなものがおありになるのかなってことでお伺いをさせていただきました。

鉄道運輸機構は、このトンネル工事で出た発生土を、土壤汚染対策法という法律にのっとって環境基準を守り、安全に処理をする方法として、この盛り土対策を行います。主だった最先端の四つの施工方法を用いて、土の中の重金属を漏れ出させない。発生土の流出、飛散をさせない。そして、土が未来永劫ずれたり崩れたりしないように、特殊な技術を持って盛り土を形成しているわけであります。実際、川上牧場も、そのような工程を踏まえ、今の現状になっております。

あの機構がね、鉄道運輸機構がね、発行されております北海道新幹線のパンフレットなどをね、見ますとですね、発生度についてのQ&Aみたいなかたちで、この盛り土についてのね、安全性や施工方法をイラスト入りで非常にわかりやすく解説をされておりますよね。

しかしながらですね、そのようにされていたとしてもですよ。そのようなわかりやすい説明をしていただいたにしても、世間っていうのはですね、どこからか持ってきて置いていった土ですとか、その禿山ぐらいにしか見てく

れてないわけなんですよね。これ、実に報われてないと言いましょかね、機構や自治体の思うところのこの終結点と、世のね、皆さんが思っている終結の仕方との間に差がある。だから、今回、僕に、町民の方が、あの禿山のままでいいのかという問いかけに至ったと思うんですよね。

仮に、あれで終わりですよと言ったとして、言ったとしても、なんだよと、あれで終わりなわけないだろうと。ここから始まりだろうって、何かしないのかという、次のね、段階を、渴望をしているわけでありませう。

この、何せこの盛り土というね、言葉にね、あまり良いイメージがない。あまり良いイメージが湧かない。例えば、数年前の静岡で起きた、熱海で起きた盛り土流出事故ですとか、それからゲリラ豪雨でね、盛り土が崩れたとか、この全く川上牧場とはね、その盛り土の性質が全然違う別物であっても、そうとってくれないというかね、一緒くたにされて報道含め残土という語感がね、あまりよろしくない印象を与え続けてきているのが現状なのかなと思うんですよね。こんなね、川上牧場を丁寧ね、手間暇かけて立派な盛り土にしてくれてありがたうって言う人はね、残念ながらあんまりいないと思うんですよね。地肌がむき出しの山を見れば、ほっておけない。もったいない。あれでいいのか、何とかしなきゃって言う、何て言うんですかね、日本人の気質といいましょかね、勤勉さの精神みたいのがね、働いてしまおうんじゃないのかなって感じるんですよね。

そこで、この川上牧場なんですけれども、機構や自治体の終結点と、その皆さんが思うところもね、返り点ですね、町長どう思われるかお伺いしたいのと、そして本町はいち早く地球温暖化対策をね、表明されている点からも、一部分でもね、何かそういう植樹、植林などのね、環境対策に充当できないものなのかなっていうことを、もう一度、併せてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の質問にお答えします。

最初の答弁で申し上げたとおりですね、この川上牧場の発生土については、65万立米を第3牧区に入れてるんです。ただし、入れるに当たっては、表土5万立米を、まずはいでるんですよね。それは何かと言うと、そこに牧草が生えてたわけですから、その表土自体を仮置きして、そして残土を埋め込んだ上にその表土をかぶせているんです。ですから、考え方としては、また牧草に戻すというようなかたちで、機構のほうは、それだけただ捨てるとい

うかたちではない方法をとってるんです。ですから、その見ていただいたときには、まだ覆土をして、そんなに経ってませんから、牧草が生えてきているという状況ではないんですが、先般、担当のほうでも現地に行ったときにですね、かなりの草とか、そういうものが生えてきているという状況なんです。

ですから、私としては機構がそういうことも考慮し、さらに雨水とか、そういうものも、沈殿層もきちっと作ってですね、きちっとした対策をとってもらった部分の中で行っていると。そして、実は、仮にあそこの中で重金属が発生した場合にどうするかということもですね、あの場所も設定をして、そして住民説明会も、実は開催した経過にあります。仮に、重金属が出てきたときに、水質の検査とか、どのようなシートを置いたりとか、何するとか、そういう工法までも説明しながら、出たときにはそういうふうに行うというようなことで行ってきた経過があります。おかげさんで、昆布トンネルについては、重金属は発生はしないで、そのままで済みましたが、機構としては、なるべくそういう環境、そういうものに配慮した部分の中で行ってくれてるんだなというのは、私はその部分の中ではきちっと、さすがに国のほうの事業関係でやっているなというふうに評価をしたところなんですよね。

そのようなことから、今だんだん牧草が生えてきている状況です。いつときですね、あの川上牧場のところ平らになったもんですから、いろんな二セコエリアで、非常にプライベートのいろんな事業とか何かが進んで、プライベートジェットとか、ヘリとか、そんなようなことが活用できないかとかですね、そんなような話もございました。ただし、あそこ大体800メートルぐらいしかないんですね。平らな直線距離っていうのは。ジェットとした場合に、やっぱり1,000、5,600メートルか何か必要だということと、あそこは近隣にまだ牧場というか、放牧してる牛が飼っていると、そういう部分もあるので、やっぱりそこはですね、そういうような活用は、私は好ましくないというふうに判断したところです。

ですから、今、答弁申し上げたとおり、今後の対応としては、蘭越町にはイセバチ、港、初田という、そういう、旭台ですか、牧場があったんですが、それは用途変更して森林、そういうものに変えていきました。ただ、唯一残ってる川上牧場、100町くらいありますが、それについては、できれば、私は今、北海道が日本の食料基地として重要であると、さらには二セコエリアに非常に良質な生産物とかそういうものを求めてきているというようなお話も伺っておりますので、何とか牧場としてですね、活用できないかっていうのを、実は、内部で検討させているところなんです。ただ昨年、一月募集

しましたが、そういうのがなかったということで、やはり、今年はですね、ある程度、企業誘致も含めて、大手のそういう業者、実は、黒松内には日本ハムですね、日本クリーンファームという企業が、豚の飼育というものを行っている、そういうような部分もあります。ですから、まずは、そういうもう一度、牧場として、牛だけじゃない、そういう部分を含めたですね、対応を、内部で検討して、それでも、どうしても活用がないというかたちであれば、常任委員会から意見出された、いろんな方法についてですね、議会とも協議しながら、進めていきたいというふうに、現時点では考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金安議員

○5番（金安英照） 町長ありがとうございます。

何て言うのかな、そういうことさえが、何か報われてないというかね、もうちょっと皆さん理解してくればなんてことなかったのかななんて思ったりするんですね。そういうところが何か悔しいというかね、そこまで考えてるっていうところ、私もこれからそうやって説明していきたいなと思ってますし、ただ、川上牧場はね、もうはっきり言って、普段、頻繁に人が行くようなところではないですし、奥地で見えない場所です。ですから、そのような場所をね、選定された、そういうことも思うんですよね。ただ、でも、中にはそうやって見えない場所であっても、心配や憂慮されている方もいらっしゃるっていうことにね、何て言うのかな、更なる有効活用に捉えていただけたらね、幸甚であります。今、先ほど町長がいろんな案をね、教えていただいて、御教示いただいたこともね、もっと広く皆さんに御理解いただければなって願ってやみません。

町長、これはあの質問でも何でもないのでお答えを求めるもののね、何ものでもないんですけれども、今回、その町民の方に、こういう質問提供されてね、いろいろと調べていきますと、これからこういうその建設発生土ですよ、ていうのは自治体だけで抱え込まず、官民一体となって、民間と協力しながら、利活用の詳細、利活用の推進、取組を、その総務省から国交省に勧告がなされてるってことなんですよね。それで、もちろん、その土の中の、さっき町長おっしゃったように、成分の重金属がないとか、それから、土の種類や土の段階を事細かに精査された後にですね、例えばですけれども、今、その波消しブロック、テトラポットにしたりですとか、それから災害用の土嚢になったりですとか、河川工事に用いたりとか、様々な用途に

応じたかたちによって、利活用され始めてきております。3アールと呼ばれておりますリデュース、リユース、リサイクルが、今後の環境型社会の構築に、建設発生土の有効活用がなお期待されてるってということなんですよ。かく言う私も、今、この新幹線の工事と高速道路の工事をね、同時に行っているのは、もうあとにも先にも日本でこの後志だけであります。それこそね、新幹線のトンネル発生土をね、高速道路、この後志道の橋りょうの土台にでもね、使ってもらえないんだろかななんてね、そんなこと考えちゃったりするんですよ。ありえない話なんでしょうけれども、もし本当にそうだったらね、やっぱりその歴史に語り継がれるようなね、利活用になるんじゃないかなって思ったりもするんですよ。それはいいんですけれども、それはいいんですけれども、本町も鉄道運輸機構と連携し、その川上牧場に新幹線のトンネル発生土の盛り土対策を行った、そしてその上で、その町の人々の思いや環境対策とか、そういう企業誘致とか、そういうことをこういうことをやってみてみたいかね、必要性の例証をですね、これからトンネル工事の沿線自治体でこれからまだ掘っていくところもありますんでね、こういう発生土について問題になった際にね、金町政はこういう取り組みしたみたいなお道標じゃないですけれども、そういう指針になっていただけたらなって願ってやみません。あの一心所具の有情非情なりって、この新幹線がね、我々人間の交通手段として、山を削って町を伝って、今までそこにあったものさえ御移動願って掘り進む。その土がね、嫌われたり、疎まれることなく、人のため、地球のためにかえってもらいたいなって、そういう思いでね、今回ちょっと思いをちょっと言わせてもらいました。長くなりました。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えします。

まずですね、川上牧場のことを非常に心配していただいているという町民もあるということですので、そのへんのところは既にそういうふうに牧草が生えてきたとか、そういうような経過、経過というか、状況ですね、そういうのは今後、ちょっと内部でも検討しながら、広報等でこういうような感じになったとか、そして今後その活用について検討していきなりとかですね、そんなようなお知らせは必要ではないかなというふうに感じているところです。

それと併せて、残土処理ですね、議員おっしゃられたとおり、今、高速道路と新幹線のトンネル残土ということで、確かに、事業者がやっぱり違って

くるんですよ。鉄道運輸機構と、それと国交省という二つのセクションによってその処理がなされてます。高速道路については、国交省の考え方としては、そのトンネルを掘った残土とか、そういうものについては、同じ高速道路の区間の中で計画的に処理ができるように検討しているということです。

ですから、高速道路の中でもトンネル掘ったりとか、盛り土をしてですね、道路にするとか、そういうふうな計画となっておりますから、そこに活用しながら処理をするということです。ただ、重金属が出てきたりとか、そういうふうになった場合は、その中で十分協議をしていくということです。

それと、鉄道運輸機構についても、何でも町村、町村にですね、協力、協力という部分だけではなく、そのへんのところは、十分協議をしながら、意見を聞きながらですね、進めていきたいというような話を伺ったこともありますので、今、議員がおっしゃった、いろんな活用方法ですよ、そういうものが、これから環境とかいろんな部分を考えたときに必要だという部分もありますので、そういうお話する機会とか、何かあれば、今、いただいた意見をですね、私なりにそういう活用する方法があるのではないかとか、部分はお話ししてまいりたいなというところです。

ただ、両方合わせた部分でうまく活用できるかないかっていうのはですね、それぞれのセクションの中でやってるということですので、そこまでは私もちょっと確認はしてませんが、何かそれぞれそういうような考え方でやっているということですので、今、いただいた御意見等を十分、私なりにですね、伝えるところは伝えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、金安議員の質問を終わります。

次に、難波議員、質問席へ着席願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 7番です。

2点、御質問をさせていただきます。

まず一点目です。

JR列車の混雑解消について。

JRの列車については、近年は観光客等の利用増加に伴い、一部の列車では混雑しており、特に、長万部発着の列車は非常に混み合っているようです。

通学や所用で利用される町民の方々から、混雑解消の声がありますので、

JRに車両の増設等について要請をできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員のJR列車の混雑解消についての御質問にお答えいたします。

現在、小樽・長万部間を運行しているJR列車は、H100形気動車、通称デクモと呼ばれる2020年春に投入された車両で、定員が99名、うち座席数が36で、1両または2両編成のワンマン列車となっております。

倶知安・長万部間は、朝方の下り2本と最終の上り1本を除き、1両編成で運行されていると聞いております。

ただ、特に、冬期間はインバウンド需要の回復で、スキー等の大型荷物も多く混雑しており、現在は冬期間ほどではないんですが、冬期間ほど混雑していないという話をJR北海道からお聞きしているところです。

今年の2月に、函館本線の小樽・倶知安間にインバウンド観光客が押し寄せ、乗り切れないほどの混雑が常態化しており、3両編成のキハ201機系の気動車が投入されたという記事が掲載をされておりました。

このようなことから、今、コロナが復活してですね、観光客が多くなる、そういうようなことから、JR列車の混雑解消については、利用している学生をはじめ、町民の方々が混雑によって座席を利用できないなどの状況、これを沿線自治体の首長等にも私のほうからお聞きをしながら、連携をとって、車両の増設等をJR北海道に、混雑しているという状況であれば要請をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

ちょっとこの質問するに当たって、私のほうでJRの倶知安駅で調べてきたんですね。それをもとに、私の作った参考資料をお手元に配付をさせていただいておりますので、ちょっと御覧をいただきたいと思います。

上りと下りにわかれております。御覧のように、上りでは④、⑤、⑥の列車、下りでは⑤の列車が、日によって違いはあるんでしょうけれども、特に混んでいるというようでございます。

これらは上りは倶知安から長万部まで、それから下りは、長万部から倶知

安までの区間は1両編成の列車になっているというところが、実は、混む原因だなというふうに考えております。

以前は、上りは余市まで混むよと、それから今、町長御答弁あったように、冬季間は混むという、そういう状況は、私も承知をしておりましたけれども、最近では、札幌方面から来る方々が、倶知安、ニセコまでもう混んでると、冬以外のシーズンでも混んでいると、そういう声をよく聞きます。蘭越まで座れなかったということも多いと、そういう声も聞いております。疲れて帰宅をする高校生の方々、あるいは倶知安、あるいは小樽、札幌に通院されている方々、所用で小樽、札幌に出かける方とか、大変帰りの列車が辛い思いをされてるというふうに感じますので、私、全て把握をしているわけではありませんので、私が耳にした状況では混んでるよということがあるようですので、是非、状況を精査をしていただいた上で、車両の増設っていうことができないものかどうか、JRのほうに強く要請をお願いしたいなというふうに思っております。

町長も今、答弁にありましたけれども、その要因というのは小樽・倶知安間から長万部まで抜けて、JRを利用すると、その逆に、長万部から小樽・余市方面にJRを利用する旅行客、外国人の方々なんかが多いんだと思うんですけれども、それがやっぱり増えてるということがあるというふうに思います。是非、JRには周辺の住民のやっぱり日常生活に支障をきたさないような、そういう改善を是非、訴えていただきたいなと、そんなふうに思っているところがございますので、改めてお聞きをしたいと思っております。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の質問にお答えします。

議員、資料を用意していただいて、私もこういうような状況なんだなっていうのを、今、改めてまた確認をさせていただきました。

そのような中で、議員がおっしゃった観光客が増えてくる、それと併せて、日常利用してる方がやはり支障があるということは、もしですね、立ってずっとそのまま行くというふうになると、かなりの通院か何かしてる方には不便になってくるということは、十分、私も非常にそうってはならないなというふうに思ってますので、できればきちっと、私どものほうでも、担当のほうから確認をしていただいて、させます。

それと併せてですね、これまでも、実は、いろんな団体の方から蘭越駅のいろんな、下のマットとかですね、いろんなところが不便になってるとか、

そういうような要請もいただいたときに、それを倶知安の駅長のほうに要請書を出してですね、そして、改善をしてもらったとか、そういうようなこともございますので、このへんのところは、山ろく、沿線の首長方とも、私も情報提供しながら、そういうものが確認でき、そして駅のほうにもそういう状況だということがあれば、要望書の提出というものはできると思いますので、まずは、状況確認後にそういう行動に移っていきたいというふうに考えておりますので御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員

○7番（難波修二） ありがとうございます。

是非、取り組みをお願いしたいというふうに思います。

私は、以前ですけれども、JRを利用した際に、大きなキャリーバッグをですね、いくつも持った外国の旅行客の方が、車内に持ち込むという、そういうことに遭遇をしたことがありますけれども、このへんでは、冬場は特に、スノーボードなんかの用具をやっぱり持ち込む方々が多いということがあるようですので、やっぱり一般の利用客が困惑するというか、大変迷惑な状況があるというふうに聞いておりますので、やっぱり特に冬期間なんかは、そういういわゆる車内持ち込みが大変なものを収められるようなその車両を用意するといいますかね、あるいは大きなキャリーバッグをちゃんと押さえられるような、そういう車両っていうのも検討できないかっていうそういうことも合わせてですね、大型荷物の配置場所を確保してもらおうという、そういうようなことも併せてですね、JRのほうに伝えていただければ大変ありがたいなというふうに思いますので、そのことも含めて、是非、よろしく取り扱っていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

今の状況については、きちっと現状把握した部分の中で対応したいということと、併せて、今、議員からお話あった、冬の間、報道によるとですね、通常はH100形気動車っていうのを使ってるんですが、それをキハ201系気動車を投入したと、これはやはり通勤とかそういうのに結構便利っていうか、より多く乗れる何か車両のようです。ですから、冬季間の間は、議員がおっしゃったとおり、いろんな荷物とか持ってですね、かなり混雑してい

るという状況ですので、そういうことも要請しながら、車両ですね、そういう部分も含めて、まず内部のほうでJRのほうにも聞きながら、要請活動を進めていければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ここで10間、休憩いたします。

難波議員、二つ目の質問は休憩後にお願ひいたします。

再開は11時10分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員、二つ目の質問に移ってください。

○7番（難波修二） 2点目について御質問いたします。

薬局の招致についてでございます。

町内に家庭用医薬品を扱う店舗がなくなってから数年が経ちます。

日常使用したい薬の購入や、ちょっとした健康相談、医療相談などに不便を感じている町民の皆さんは多いと思ひます。

そこで、中心市街地にチェーン薬局などの招致は検討できないものでしょうか。お伺ひをいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の薬局の招致についての御質問にお答えいたします。

かつて、町内に家庭用医薬品を取扱う店が数件ございましたが、令和2年3月からは家庭用医薬品を購入できる店舗がない状況が続いております。

また、議員御指摘のとおり、以前は取扱店で健康相談や医療相談をされていた方もおられたことと思ひますので、不便を感じている町民の皆さんも多いことと認識をしているところでございます。

各ご家庭で医薬品が必要となった場合の現状としましては、町外のドラッグストアをはじめ、配置薬や宅配カタログ販売での購入、あるいはインターネットでも購入されていると伺っているところでございます。

また、健康相談や医療相談の現状としては、町の保健師等の専門職が保健福祉センター来所時や電話、自宅訪問等で随時対応しており、蘭越診療所への通院時での

医師や薬剤師による相談など、それぞれの専門職が、状況によって連携を図りながら対応させていただいているところがございます。

そのような中で、中心市街地にチェーン薬局などの招致は検討できないかとの御質問であります。現在の薬事法における規定としては、一般用医薬品については、第1類は薬剤師、第2類と第3類は薬剤師に加えて国の資格制度による登録販売者が対応できるとされており、薬局、薬店、ドラッグストアに加えて、登録販売者が対応できるコンビニやスーパーなどでも販売できるようになっております。

現在、町内で薬剤師や登録販売者の条件を満たす者が常勤する店舗はございませんので、今後、町内で家庭用医薬品を買い求めれる環境を整える場合、一つは、大手ドラッグストアを招致する。二つ目に、町内のコンビニ等の店舗に登録販売者の設置をお願いする。三つ目に、蘭越診療所の院外薬局を検討する。このような3通りの方法が考えられます。

大手ドラッグストアに小規模町村への参入の条件等について問い合わせたところ、近隣の市町村を含めた人口規模や購買動向、同業者の参入状況といった商圈調査を実施した上で、経営の採算が見込むことができれば検討することができる。また、採算が見込めない場合であっても自治体の補助金を含めた中で検討することも可能であるとお話しを伺ったところであります。

また、町内の既存のコンビニやスーパー等による登録販売者の設置については、各商店の経営方針にも関わる事項でありますので、商店側の意向も踏まえた上での検討が必要となります。

蘭越診療所の院外薬局の招致については、町としても蘭越診療所の経営の安定を図る上での一つの手段であると考えております。大手薬局の参入は、医師の処方箋による保険調剤収入を見込んだ上で、家庭用医薬品の販売も行っていただくことも考慮し、蘭越診療所の安定経営を含めた議論の中で同時に検討できればと考えているところです。

いずれにいたしましても、町民が体調を崩された際に、家庭用医薬品を買い求めることができる店舗の必要性は感じております。財源、さらには条件なども伴うことから、先ほど申し上げた3通りの方法によって、要請活動も含めて内部で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） これから再質問していこうというところまでお答えいただきましたので、非常に話がスムーズに進むんですけども、薬局を招致するということについては、これも一般の民間の商行為ですし、相手のある

ことですから、行政として関わっていくということは大変難しいことだなというふうに承知をしておりますけれども、町民の保健環境の充実という観点からは大事なことだなというふうに思っておりますので、是非、その可能性について御検討をいただけないかなというふうに思っております。

私、考えたのは、そういう薬局が来てくれといっても、なかなかこれはやっぱり難しいことだなと。やっぱり調剤薬局として蘭越で経営をしていくという、そういう採算性がとれなければ無理だと。だからやっぱり、それなりの来てもらう側の支援というのもやっぱり大事になるんだなというふうに思っております。

そこで、これは町長も、今、答弁にありましたから、あえてまた言うんですけども、一つの考え方として、蘭越診療所の調剤業務をどうこれからやっていくかということ、将来的には院外の調剤方式へ移行するという、そういうことも視野に入れることができるのであれば、町内に調剤薬局を招致するという、そういう可能性は極めて大きくなるのではないかなというふうに思っております。

それはやっぱり現在の診療所の調剤業務を見直すことになりますので、それはやっぱり診療所の運営全体に関わることでありますので、特に、職員の雇用勤務条件の変更に伴うということにもなりますので、是非、関係者との協議を進めて、理解を得ながら慎重に取り進める必要があるなと、そういうふうに思っております。

一方では、町内に調剤薬局ができるということのメリットは、非常に大きいというふうに期待もしておりますので、是非、その診療所の院外の調剤ってということの可能性ということについて、そのことを視野に入れながら、もう一度、お考えについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃられたとおりですね、今現在、三つの方法があるかなというふうには考えているところです。ただ、今、蘭越診療所っていうのは、1日平均50人の利用者という部分を計画の中で運営をしております。さらに、一灯園の業務、週1回、一灯園の業務をですね、行っているという部分があります。仮に、院外薬局とした場合には、その業務プラス、一般の家庭の、一般の方々が市販薬という、そういうものを購入してくるということも考えられますので、なるべく、今の診療所から遠いところにはなかなか建設するの

は難しいのではないかなと。もし、院外薬局とするとしても、やはり近くに建設をしなければならない。そして、議員からもおっしゃられたとおり、その運営をどうしていくのかってということが、やはり重要になってくると思います。

ですから、大手ドラッグストアが、ある程度、そういうかたちの中で委託とか、そういう部分で入ってきてくれて、そして、町からですね、それは簡単にはすぐ入ってこないと思いますが、ある程度、条件を聞いたりとか、そういう建物とか、そういうものもきっと用意しないとなかなか入ってこれないのではないかなっていうふうには思っておりますので、まず、できればこの三つの方法の中で、今後、院外薬局を設置する方法として、どこまで可能性があるのかっていうのをですね、まず、内部で検討してみたいなというふうに思ってます。急に、診療所を院外薬局にすると言ってもですね、今の体制もありますし、さらには、またあの薬剤師も含めて増やさなきゃならないのではないかなと思ったり、建物の関係もありますので、先ほど言った三つの方法で、より蘭越町内に、その院外薬局の中でですね、一般的な風邪薬ですとか、ビタミン剤が取り扱う第2類、第3類の医薬品が町内で販売される方法ですね、これをちょっともう少し内部で検討した部分の中で、また議会にもその状況等を常任委員会等の中でも報告させていただきながら、取り進めてまいりたいというのが、今現状の内部で打ち合わせしたところの内容でございます。

ですから、必要性については、やはり私も、すぐ熱出たとかですね、体調を崩したというふうになれば、今は二セコか岩内のほうに行かないと、やはり市販薬がすぐって買えない状況なんですよ。

ですから、できれば蘭越町内にそういうふうに扱ってくれるところがあれば一番いいなということは理解はしておりますので、それに伴う条件等を含めて十分検討してまいりたいというふうに思います。御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 難波議員。

○7番（難波修二） 最後に、お医者さんにかかるまでもないという、そういう自分の判断で、何か良い薬をっていうふうに薬屋さんに行くっていうのは昔はあったことですよ。それがなかなかできないと。薬屋さんに行って、いろいろと相談に乗ってもらいながら、やっぱり自分なりの健康管理をしていくという、そういうことはやっぱり非常に大事なことだなというふうに思

っております。

ですから、薬局があれば、その薬局、薬剤師の方々に果たしていただける役割ってのは非常に大きいなと、そういうふうに思っておりますので、是非、内部で検討していただきたいというふうに思います。

それと、診療所の調剤のことですけれども、一時期もう一人、薬剤師さんが来て、何かお医者さんみたいに立派な人が来たっていうふうになっただけで、すぐ辞められてしまいましたよね。

結局、だから、潜在的には薬剤師の方がもう1名必要なぐらいの業務があるということだと思えるんですけども、それがやっぱり十分にそれが人材を確保できないということは、将来的にはやっぱり、非常に運営上、難しくなってくるんだなというふうに実は考えてるんですよ。

ですから、今の体制が良い悪いということではなくて、安定的なそういう調剤業務はどうあるべきかという観点からも、やっぱり検討していくべきだなというふうに思っております。

私も頻繁に診療所に買い物袋に一つぐらい薬をもらってきておりますので、非常に良くしてもらっておりますけれども、全体的な方向性としては、やっぱりどうあるべきかということですね、やっぱり、今現在、そういう業務に当たっている方々がいるので、なかなかこう発言しづらいですけども、診療所全体の方向性として、やっぱり将来的にはどうあったほうがいいのかという検討を、是非ですね、診療所も含めて内部で検討していただきたいなというふうに思っておりますので、今すぐ薬局を蘭越に持って来いという、そういう要望ではありませんので、御検討いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

今、議員からおっしゃられたとおりですね、診療所においても、一時は相当、薬剤師の方の負担がかかっておりました。その中で募集して、1人採用したんですが、その方は結構大きな病院の方でして、小さいそういう病院の中の薬剤師っていうか、そういうものは慣れてないっていうかたちで、なかなか難しいということで、辞められました。そういう部分も含めて、薬剤師に負担がかかるということで、議会の御理解もいただいて、今、一包機というですね、機械を入れさせていただきました。それは、薬が一つの袋の中に自動的に入って一つになるということですので、今までは一つ一つの部分をお

渡ししたものを、袋に一つになるものですから、かなりそういう部分の薬剤師としての手間がですね、その機械化によって省かれて、だいぶ時間外とか、そういう部分は少なくなってきたという状況となっております。非常に皆さんが御利用していただくということはありがたいということと、併せて、健康相談の部分からいくと、なかなかすぐに院外薬局というふうにはいかない場合ですね、答弁で申しさせていただきました、うちの健康推進課に配置している保健師、そういう部分もですね、電話等で時間内とか、そういう部分であれば、相談とかですね、そういう部分は対応できると思いますので、そのへんのところもきちっと内部で指示をしながら、健康相談、そういうものもできる、そんなような体制もとればというふうに考えているところです。

いずれにしても、院外薬局の必要性、一般市販薬を扱える、そういうのは非常に理解をしているところです。商工会でも、何かそういうような部分でやっていただける、そんなようなこともないのか、関係機関、さらには内部で十分打ち合わせて進めたいというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。はい。

これをもって、難波議員の質問を終わります。

次に、10番永井議員、質問席へ着席願います。

10番永井議員。

○10番（永井浩） 先週からちょっと喘息がまたぶり返しまして。

○議長（熊谷雅幸） よければマスク取って。

○10番（永井浩） それでちょっと咳出たらあれなんで、ちょっとマスクさせていただきます。申し訳ない、聞きづらいかもしれませんがよろしくお願ひします。

私からはですね、有害鳥獣保護捕獲業務について御質問させていただきます。

アライグマ、エゾシカの捕獲頭数が年々増加している中、本町においては、他町村に比べ、有害鳥獣捕獲被害防止政策が優れているところであります。

しかしながら、アライグマ、エゾシカは、本町においては、あまり確認はされていませんが、ヒグマの頭数は増加しております。

アライグマについては、捕獲者に対する謝礼が支払われ、その後の処分は

委託業者により処理され、また、電気柵設置に対し、購入費の一部が補助されております。

しかしながら、アライグマの繁殖力の強さから、一向に減少したとの話は聞きません。

アライグマは生息密度が低くなった地域に入り込んでくると言われております。近隣町村とも同じ政策を行わなければ、いくら本町で捕獲殺処分しても他から入り込まれる状況では、近隣町村と本町の政策のギャップを埋めるべく、政策の擦り合わせが必要と思いますが、お考えをお伺いします。

また、エゾシカの捕獲駆除については、猟友会蘭越支部のメンバーに委託しているところですが、現在の会員は18名、そのうちライフル資格者5名、実際の捕獲駆除活動をされている方は約半分と聞きました。

この方々は早朝と日没までの夕方に駆除活動を行っていただいておりますが、本町からは日当と駆除した場合の駆除代が、駆除費が支給され、ハンターになるに当たり、各種講習に対し補助があります。

その一方、森林・農業被害が増大する中であって、80代、70代の経験豊富な方々が元気なうちに技の伝承がされるべきと考えていますが、今後のハンターの育成について、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の有害鳥獣捕獲業務についての御質問にお答えをいたします。

アライグマについては、北アメリカ原産で、ペットとして飼われたものが捨てられたり、逃げ出し、野生化して日本各地で繁殖し、農業被害が拡大する中で、外来生物法に基づく防除により捕獲をされております。

エゾシカは北海道在来種で、明治期、絶滅の危機に瀕しましたが、農林業被害の拡大とともに、北海道のエゾシカ対策推進条例により、鳥獣保護管理法に基づき、捕獲を許可しながら個体数管理を進めておりますが、生息域は全道に広がっている状況です。

町内の捕獲状況については、年々増加しており、令和元年度と令和5年度を比較すると、アライグマが285頭から511頭と8割増、エゾシカが142頭から283頭と倍増となっており、いずれも右肩上がりの捕獲数となっております。

議員からの政策の擦り合わせが必要との御質問ですが、一昨年の蘭越町鳥獣被害対策協議会総会において、会員の方から、蘭越町がいくら頑張っても、近隣町村が同様に取組まなければ効果は出ない、連携をお願いしたいとの御意見を

いただいております。

これに対して、後志総合開発期成会や、私が会長を務める北海道農業農村対策協議会、また副会長を務めております全国中山間地域振興対策協議会において、費用を含めた鳥獣対策の強化が急務であるということを強く要望しております。国策としての推進が、町村の足並みをそろえることに繋がると考えております。

また、JAようていの農政対策協議会幹事会、さらには後志総合振興局の地域野生鳥獣対策連絡協議会で、担当職員が捕獲数等、情報交換を行っていることを報告を受けております。

本町においては、令和6年度、約1,500万円の予算を計上し、鳥獣被害防止対策を行っておりますが、捕獲数が右肩上がりの状況を鑑みますと、いずれの生息数も減少していないことから対策を強化していかなければならないと認識しているところでございます。

このようなことから、議員御指摘のとおり、広域的な視点に基づく捕獲対策が肝要と考えますので、国等に自治体間の足並みを揃える必要性を要望しながら、北海道や関係機関の既存組織に町村間の連携が図られるよう、取り組みを働きかけたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、今後のハンターの育成についての御質問ですが、北海道猟友会倶知安支部蘭越部会は、30代の方が1名加入し、現在19名体制で、平均年齢は47歳となっており、他町村と比較しても、本町は人数も確保されており、比較的若い年齢構成になっていると考えております。

その一方で、増え続けるエゾシカ、毎年、食害や足跡、糞が報告されているヒグマへの対応には、熟練したハンターの育成が急務と感じております。

捕獲技術の向上のためには、関係機関が実施する研修会参加、経費負担などの支援などが考えられますが、猟友会蘭越支部役員と協議しながら、どのような育成が望ましいか、連携して具体的な活動を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） 猟友会の方々と懇談されたときにですね、その政策の擦り合わせが必要だということは認識されているということで、それはありがたいことだと思いますが、問題はですね、早急にやらないと、蘭越町は委託業者に全部処理をお願いして、リサイクル、環境に持っていくわけですけども、近隣町村は獲ったものの責任で自分の畑に埋めなきゃならないとか、だからだんだんやらないんです。面倒くさくなってね。鹿を獲りました、鹿

を埋める農地とか何とかないと処理しないから、また処理費も安いものですか、そんなお金で自分の土地に穴掘って埋めるなんてことはしたくないっていうか、もう面倒くさくなってきているという状況にもあります。

それと、アライグマについてもですね、今、電柵を補助を出してるんですけども、目の前に美味しいものがあるのに、ちょっとした痛みで我慢するんだったら、じっとなっても行ってとって食べて、そして帰ってくると、ちょっと痛い思いをしてでも中にある食べ物の美味しいほうが幸せなので、やっぱりだんだんだんだん効果もなくなってくるということで、やはりちょっと大変なところがあるのかなと思います。

そのへんについてもですね、やはり、話聞いたら、よく春、秋に産むと言ってたんですけど、話聞いたら、春に子供を持てなかったアライグマが秋に産む、年2回にそういう時期があると。だから両方で産むってわけじゃなくて、大体1回につき5匹ぐらい産むと、それでも多いんですよ。それに負けなだけ捕獲しなきゃならないんですけど、それはそれでも大変なことになると思いますので、極力、捕獲者のですね、負担の、処理が負担にならないようにですね、政策を行うこと、それから、今、捕獲資格持ってる方についてはですね、処理費として、捕獲処理費として謝礼が3,000円ぐらい払ってると思うんですけども、それはいつの間にか5,000円から3,000円になったんだよねって話で、これだけ増えるとちょっと5,000円という金額がちょっと大きくなってるので負担なのもわかります。そのへんについてもですね、よく皆さん方とですね、相談してですね、より捕獲しやすい環境を作っていただきたいと思います。

それと、ハンターのことなんですけど、今、町長把握していて、僕18名と聞いたんですけど、大体ちょっと不安定なところで19か18かなって聞いたんですよ。それで、今現在、80代で1名、70代2名、60代2名、50代2名、40代6名、30代で4名ということをお聞きしました。これ鹿を撃ったりですね、クマを撃てる銃っていうのはやっぱりライフルなんです。それちょっと今、何でしょうハーフライフルという、螺旋、ライフルが切っているのが銃身の中で半分ほど切ったやつ。それが先般、先月あたりすごい大揉めに揉めて、ちょっと北海道特例でですね、認められることになったんですけども、ライフルの資格を取るためには散弾銃を持ってからですね、約10年かかります。といたら30代の4名の方がライフル持てるようになるためには、あと50代近くなるまでです。そして50代の方はもうあと10年したら60を過ぎてしまうと。やはり、早急にですね、この対応しなきゃならないんですけども、本町は講習に対して、銃の講習に対しては7万

円の謝礼、罾に関しては1万円の補助がありますが、銃の資格講習はですね、講習や、それから警察だとか、いろんな許可だとか申請、それから講習も当然ですが、4か月から6か月ほどかかると。そして銃を含めると約50万から80万かかると。趣味でやってるんだろって言われたらそれまでなんですけども、このハンターの方々はですね、結構、使命感を持って活動しております。話を聞きますと。どこその町ではですね、猟友会といろいろと揉めてですね、金額のことだとか、そういうことについてですね、揉めて、趣味でやってる上で協力してくれるからってという感じでやられても、俺たちは使い捨てかっていう言葉を使って、この新聞出たところはもう協力しないというような状況になっております。そういうこともありますので、もうちょっとですね、その方々に対してですね、何か補助がないものかなって、私は思います。

森林に関してはですね、皮を、樹皮を食べたり、それからあの木に角を擦りつけて、樹皮を傷めると。それと植林したら、新芽を食べると、新芽を食べられた木はですね、当然育たない。盆栽のようになってしまうと。それから、若い木がやっぱりそうやって角とかで擦り合わせられたり、皮を食べられると、もう腐って駄目になると。そういう森林から、それから、森林から降りてきた、そういう鹿がですね、田んぼに行って、今もうバイキングのように並んでるんですね。美味しいのがずっと100メートル、ずっと片っ端から苗を食べているという状況があります。

今、蘭越はですね、もうそういう状態で、趣味の上でのボランティア活動の一環はもう過ぎてるという状況だと思いますので、もうちょっと手当なり自己負担分をですね、考えてやってほしいなと思います。

そのためにもですね、ハンターの負担軽減のためにですね、森林譲与税とか、そういうのを生かしてですね、もうちょっとこの方々にですね、補助してあげたり、助成をしてあげてですね、森林保護、農業被害のですね、軽減に役立ててもらえないかなと、そういうことも考えておりますし、また身分保障ですね、一応、業務委託ですから、町から委託されてるから、消防団のような、そういうかたちでですね、身分保障されてるかどうかわかりませんが、大日本猟友会に入る場合ですね、保険に入らなきゃなんないらしいんですね。約4,000円で3,000万円の補償、あと民間もですね、にも入らなきゃいけないと、約7,000円の掛金で約最高3億円。この金額はですね、自分のためじゃなくて、自分の鉄砲で何かを壊した殺傷してしまった被害が、事故を起こしてしまった場合の相手に対する補償であって、自分が捕獲活動してるときに、動物から受けた被害だとか、例えば、自分で鉄砲を

ミスして暴発してしまったときの自分の被害の保険がない担保されてないということなんですね。そういうことも含めて、損害保険のあり方だとか、そういうこともですね、考えていただきたいなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、アライグマ等を含めた鳥獣対策の関係です。

羊蹄山ろくにおいても、うちの町は約1,500万の予算を計上しておりますが、1,000万以上とか1,000万に近いとか1,000万以下とか、そのへんのところは各町村です。それと、駆除に対する巡回とか、1頭駆除したらいくらとか、いろんなそれぞれの差があります。

ですから、各町村もどんどん増えてきているので、そういう部分からいくと、鳥獣対策は重要視していかなければならないという認識は、いろんな首長が会合あるときにははしてるところです。

ですから、答弁にも申し上げましたが、やはりそれを一町村だけでやるというのは、やはり財源等もあってですね、かなり困難な状況ですので、きちっと道や国がそういうことを把握して、交付金とか、そういうものを手立てをする、そのことによって、やはり鳥獣被害ってというのは少なくなるという部分がありますので、まずは、私は後志総合開発期成会を含めてですね、そういう中で国がきちっとその補填をしてくださいという部分は訴えて行っているところです。それと併せて、北海道の中にもそういうアライグマの生息、そういうものを国の機関も含めて調査をしている団体があります。ですから、そういうところからきちっとどういうときに駆除すれば、そういうものが少なくなるんだとかですね、そんなような講習会とか、勉強会、そんなのも、是非、行っていただければありがたいなということで、それも併せて要請をしているところです。

それと併せて、議員のほうから譲与税の活用という部分がありました。実は、森林環境譲与税なんですが、鳥獣被害防止計画のですね、鳥獣被害対策というのは、実は、特別交付税のルール分で措置をされております。8割ほどですね、鳥獣被害対策ってというのはルール分で措置されてますので、譲与税を使うと、二重交付というかたちになるので、そのへんのところは、譲与税は該当ってというのはなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えてます。ただ、ルール分ですから、その分はきちっと補填されているという部分

で御理解いただければというふうに思います。

それと、身分補償の関係ですが、そのハンターの皆さんには鳥獣の被害を駆除していただくということで、有害鳥獣被害実施隊員ということで、非常勤の公務災害、これに町のほうでは加入をしております。ですから、身分補償という部分からいくと、怪我、入院、休業補償、この部分は、もし仮にです、そういうようなことがあった場合には対象としているという部分でございますので、その非常勤公務災害としてしているということ、また隊員の皆さんとか、そういう方々にもきちっと周知をしてですね、何かあったときは対応できますということも、今後、また改めて周知を図っていくことも必要かなというふうに思っております。

それと、議員がおっしゃった、各種いろんな講習費用ですが、今、現状としては、町のほうでは銃の所持免許ということで7万円、これの上限としてですね、その助成は行ってますが、各種講習会とか、そういう部分については、やはり自分で行ってもらうような状況です。ですから、このへんのところも管内とか山麓とか、そういう部分でどのような補助体制とか、そういうものを行っているか、これも十分内部で検討させて、やはり、きちっと有害鳥獣を駆除する、そのために必要な手立て、そういうものも道や国に訴えていくのと合わせてですね、早急に行っていかなければならない部分については、議員の皆さんにも御理解いただいた中で、単費で実施しなければならない、そういう部分についてお願いする、そういうことも併せて検討していきたいと思っております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） この方々はですね、意外と蘭越町に、この施策にはですね、文句はないんだと、文句はないと、よくやっていたらと。しかしながらということで聞きます。しかしながらということで、今、言われたように、例えば自分のですね、キャリアを維持するために、鉄砲撃つのにですね、試射場行ってですね、訓練するわけですけども、当然、消防団員ですけども、消防の訓練もやる、演習やるように、常に自分のキャリアを持続させるために行くんですが、例えば球の価格からいくとですね、ライフル弾はですね、大体1発1,200円ぐらいです。ハーフライフルで1,000円ぐらい。散弾の玉で300円から1,000円ぐらいと。試射場にですね、行ったら大体50発ぐらい打って練習してくると。そして試射場の使用料が約3,000円と、そういうことになると、1,200円、ライフルで練習

した場合は1, 200円から50発で約6万円ぐらいかかってるんだということなんです。まあ、ハープライフルだったら1,000円ですから、大体50発だったら、それは人によると思うんですけども5万円ぐらいかかると、そういうことを考えると、彼らのやっていただいているですね、お仕事に対する代償としてはちょっと安いんじゃないかなって思いますので、今後考えていただきたいなと思っています。

それと、やっぱり近隣市町村とのですね、擦り合わせというのは本当大事ですね。こういう動物にはですね、町域も国境も何もないので、これだけはちゃんとしっかりしてもらわないと本当に困りますね。

アライグマについてはですね、これちょっと見ると、1995年には点、点、点の赤丸だったんですけど、今もう真っ赤で、全道にもうアライグマが生息していると、生息数がわからないと、鹿だとかだったら、何年前の1.何倍とか、クマは1.何倍とかそういうのはわかるんですけど、アライグマについては生息数の範囲はわかるけども、もう捕獲頭数がこの地区でなんぼというのはわかんない。いくらいるかわからない状況になってますんで、それも含めてですね、こういう活動に従事されている方に少しでもですね、このどこでしたっけ、言えないですけど、こういうところと一緒にならないようにしてもらいたいのと、これ法律の問題なんですけども、夜撃ったら駄目なんですよね。それで問題なったのは島牧村で、夜、クマが出て、撃てないと、それ撃てないハンター、夜中、日が高いのを呼んでどうすんだと議会で揉めて、それで、それを聞いた猟友会の方々もう町には協力しないということで、一時大変なことになりましたけれども、聞いたんです。例えば、夜ね、家族がいるところに、今回は、島牧の場合は物置だったけど、母屋だったらどうするんだって、もう僕だったら、完全、人身事故が起きるような状況にあったら、もう鉄砲の許可がなくても撃ちますねっていうほど、きちっとした考えを持たれているんですね。これは法律の改正が絶対必要なんですけども、こういうこともありました。砂川で、猟友会の方が撃ってくれと警察官の方に頼まれた、撃ったら、撃った対象の向こう側に住宅地があった。そしたら、やはり書類送検されちゃったんですね。そういうこともありますので、そういうことをですね、今後、一つ一つ課題いっぱい山積していると思うんです。警察官の方にもあなた方ピストルで撃ったらいいと言ったら、警察官のピストルっていう、あの球っていうのは、威嚇したりですね、発射してもですね、あの部位を選んで、殺さない程度のものなんで火薬量がすごく低いらしいんですね。それで何メートルか離れたところからクマの頭とか、鹿の頭に狙ったって刺さり込んでいかないんで致命傷を与えないんだっていう

話なんですね。やっぱり猟友会の方のライフルに頼るしかないんだっていう話をしておりました。これからそういう面の法律面も加えてですね、いろいろ先ほどからこういうお金を、もう道や国の政策として考えていきたいって、していかなければならないって町長もおっしゃっているので、併せてそういう法律の面もですね、少しずつ考えて、緊急時の場合の対応はどうするんだということも含めて考えていただきたいなと思いますが、町長、よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井委員の御質問にお答えします。

非常に、銃弾の弾の球の関係も御意見をいただきました。今の町のほうの駆除をする報酬の中には1日当たりの弾の部分は、若干ですが入れております。ただ、議員がおっしゃった、訓練するという、そういう部分については、やはり自己負担っていうかたちになっております。そういう部分も、ちょっと今日、今、御意見等いただいたんでね、猟友会の皆さんとか、そういう中でまたお聞きをした部分の中で、駆除をするのにいろんな講習、さらには訓練、そういうものもしていただいている部分があるので、その部分を少しでも手助けできる方法とかですね、そういう国と道を含めた支援とか、そういうものもないのか、これは内部で十分検討しながら猟友会の皆さんとも協議してまいりたいなというふうに思っております。それと、夜間の関係です。島牧も相当、ヒグマの駆除には苦勞をされて、赤外線ドローンというのを導入してですね、かなりその中でいつ来るとか、そういう実態を見ながら、駆除の効果、これはかなり上がったっていうふうにお聞きをしております。ヒグマについては、蘭越町については、足跡とか、そういう部分の中ではよく連絡がありますが、大きな被害までにはいってはおりませんが、やはり、これからいろんな機器とかですね、そういう部分も発達してきてますし、そういう中で駆除の効果とか生息とか、そんなのもですね、効果があるものであれば、十分検討していきたいなというふうに思ってます。

いずれにしても、猟友会の皆さんが、きちっとやってくれないと、この部分についてはやっぱり効果が上がりません。ですから、猟友会の皆さんと意見交換しながらですね、財源伴うときには、また議会とも相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 永井議員。

○10番（永井浩） メンバー、何でもかんでも役場に頼るのもですね、あれなんですけど、役場の若い方もちょっと少しそのメンバーの中に入れてちょっと要請したりなんかすることも考えていただきたいし、農業被害だけじゃなくてですね、皆さんも経験あるかどうか、僕も去年はですね、去年ですね。車2台潰したんですよね。もう本当、新車2台買って、もう大変な思いをしたし、私のとこの従業員も買ったばかりの車、鹿出てこられて左側、フロントから後ろまで、がさっとへこんでしまうとか、何人かいらっしゃると思うんですけども、やっぱり市街地でのやっぱり事故も多いのでですね、これ本当に早急にですね、町長、皆さん、国、道とですね、話をして、きちっとした対策を、きちっとした対策を作ってもらえるようにですね、協力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。質問はこれで終わります

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

本当に議員おっしゃったとおりですね、エゾシカの被害っていうのは本当に多く出ております。町内においても、夜だと急に出てきますね。特に、支笏湖の周辺っていうのはもう異常なぐらいシカがですね、出てきております。ですから、夜は、私なんかも帰ってくる時はあそこ回らないで高速乗ったりとか、そういうほうが安全だっていうかたちをしております。ですから、町内でもそういう鹿がですね、つい先日も国道沿いに急に出てきたりとか、そういう部分がありますので、このへんのところは十分周知というか、喚起というか、町民の方々にもシカに注意なり、そういう部分は周知かけることも必要ではないかなというふうに思っておりますし、それと併せて、やはりいろんなあのシカが嫌がる何て言うか、いろんな機械とかそういうのもですね、いろいろ研究はされておりますが、まだこれといった効果があるような部分はありませんので、なるべく道や国のほうにも、そういう対策を含めて、一町村ではやっぱりこれはできませんので、十分訴えながらですね、町民の方々に対して町の広報とかそういうのも使いながら、十分気をつけるように、そういう部分は、今後、対応してまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、永井議員の質問を終わります。
昼食のため、休憩いたします。
再開は、13時といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 次に、1番佐々木議員、質問席へ着席願います。
1番佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 1番佐々木です。

本町におけるエネルギー施策について、町長にお伺いいたします。

本年3月に蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託に関する報告書が提出されました。それを受けて、蘭越町地域新エネルギービジョン改訂版が提出されました。

どちらの資料も非常に丁寧かつ細かく説明されており、町としてのエネルギー問題に関しての前向きな姿勢が見られたとっております。

そこで、町長より、本町におけるエネルギー施策に関して、現時点での今後の取組予定についてのお考えをお聞かせください。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の本町におけるエネルギー施策についての御質問にお答えします。

蘭越町地域新エネルギービジョン改定版におきましては、本町の二酸化炭素排出量の削減目標として、2030年度については、2013年度比マイナス43%の21,202トン削減を中期目標に、2050年度については、2013年度比マイナス79%の38,983トン削減を長期目標に掲げており、2050年度の排出量10,397トンについても、町内の森林吸収量で相殺して、2050年にゼロカーボン達成することを目指しております。

その目標の達成に向けて、改定前の新エネルギービジョンや昨年度実施した調査事業の結果を踏まえ、重点プロジェクトを設けております。もみ殻と温泉排湯を活用した熱利用については、令和3年度から既に実施をしておりますが、木質バイオマスの利活用と役場庁舎周辺の公共施設群におけるマイクログリッド構築が検討中で、公共施設における再エネ導入調査で高い導入効果が期待できるとされた幽泉閣における新エネルギー設備の導入と雪氷冷熱の冷房利用が未実施となっております。

いずれも早期に実現できることが望ましいと考えておりますが、第1回定例会において、佐々木議員からの再生可能エネルギーの活用についての御質問の中でもお答えしておりますとおり、本年度は役場庁舎周辺における公共施設群のマイクログリッド事業化検討、それと第2回臨時会において補正予算を議決いただいた蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業の幽泉閣における新たな太陽光発電設備導入実証事業の調査を実施することとしており、次年度以降も経済産業省やその他の補助事業の活用等を検討しながら、公共施設群のマイクログリッド構築と幽泉閣における太陽光発電設備導入を優先的に実施して、町の事務事業によって排出される二酸化炭素排出量の削減を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、新エネルギービジョンでも触れておりますが、本町は風力、太陽光、地熱など、再生可能エネルギーの賦存量と導入ポテンシャルに恵まれた環境でございます。

私といたしましても、その資源の有効利用を図るためには、民間の活力を活用して、本町におけるエネルギー施策を推進してまいりたいと考えておりますが、事業を進めるに当たっては、町民の御意見等をお聞きし、さらには議会とも相談しながら、また、環境や安全面にも十分、配慮した上で、新エネルギービジョンの基本方針に沿った、町の活性化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） ありがとうございます。

町長の答弁にあったとおり、私、3月の定例会の際も再エネに関する質問をいたしました。通告書のとおり、今回、蘭越町再エネ設備導入可能性調査等事業委託報告書と、蘭越町地域新エネルギービジョン改訂版が3月に、あの定例会の後に提出されたので、改めて町長の考えを聞きたかったため、今回、質問に至りました。

この地域新エネルギービジョン改訂版にはですね、各エネルギー事業についての可能性であったり、本町に導入するに当たって課題にも触れております。そこにはですね、周辺住民の協力と理解や近隣住民への配慮、景観への配慮などといった文言がありました。また、今、町長の答弁にもあったとおり、町民の意見を聞いていたり、あと議会と協力をしながらというような答弁があったと思います。

やはり、こういった事業を進める、エネルギー政策の推進は必要なことと

考えますが、大前提として町民の理解を深め、合意形成が必須であると思っております。

3月の定例会の際、町長の答弁では、本年度はマイクログリッド構築に係る概略設計、設計と施工を同時発注するデザインビルドの要求水準の作成、自営線ネットワーク配線、配管の設備配置の検討、構築システムの作図のほか、関係機関との協議に伴う事業化に向けた課題の抽出等を行っていくと答弁がありました。

事業化を検討していく中で、やはり、町長の答弁にもあったように、住民を置き去りにせず、理解と協力を得るには、周知活動であったり、啓蒙活動も必要だと私は思っております。

そこで3点、質問というか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

1点目。今回のこの新地域新エネルギービジョン改訂版の概略であったり、要約されたような小冊子等を作成し、町民へお配りするような予定やお考えはあるかお聞かせ願いたいと思います。今回のこの本資料を読めば、町の今後のエネルギー政策がすごい理解できるんですが、とてもページが多いんですよ。私も目を通させてもらったんですが、巻末資料を含めると約100ページありました。さらに、報告書についてはですね、こちら200ページも超えています。これを見ればすごいわかりやすく理解はできるんですが、町民全てが目を通すかということ、ちょっと疑問が残る点もあります。町民への啓蒙活動の一環として、小冊子等の検討についてお聞きしたいと思います。

2点目は、再生可能エネルギーの事業推進に当たって、町民向けの勉強会や講演会、ワークショップ等の開催の予定や考えはありますでしょうか。エネルギーという私たちにとって身近で大切な話題、様々な考えを持つ方がいます。そういった声を聴ける機会にもなりますし、町民の本町におけるエネルギー政策の理解度が深まるのではないかと思います。

3点目、職員のノーマイカーデーを実施してはどうかです。本年3月に蘭越町地球温暖化対策実行計画が策定されております。その中でも普及啓発の取組として明記されております。エネルギー政策を推進するに当たり、町としての前向きな姿勢と行動を示すことが、やはり町民の理解が深まるのではないかと私は思っております。今現在でも職員の方で、徒歩など、車を利用しないで通勤されている職員の方々がいることも承知しております。また、逆に、役場までの通勤距離や職務関係上、やむを得なく車通勤されている方もいることも承知しております。最初はですね、努力義務として月に1日とかでいいのかなと思っております。ただその日にですね、役場をもし、来庁された町民の方がですね、駐車場に車が少ないな、今日はノーマイカーデーか、職

員の皆さん頑張ってるんだなんて思ってくれることがあるのかなって思っております。

以上、この3点について、町長のお考えをお聞かせ願います

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再質問にお答えします。

3点の御質問でございます。

1点目が地域新エネルギービジョン改訂版、その概略、そういうものが作る予定があるかということです。私も、議員から質問があって、再度、その改訂版を見たところ、これだけ厚い、これだけあるんですね。これやっぱりそれを町民に理解してわかってもらうっていうのは、これ本当言われてるとおり、やっぱり大変なことだというふうに思っています。ただ、ここに書かれて、町が目指す、やはり再生可能エネルギー、さらに二酸化炭素を排出する、これはやはりきちっと進めていかないとならないというふうに考えてます。そのようなことから、議員がおっしゃってる、もっと改訂版とか、概要版とか、そういうものを作成して町民に理解をしていただく、それは非常にいいアイデアだなというふうに思っています。これについては、内部で十分検討したいと思っております。これを作った業者にですね、概要版とか、そういう部分になると費用の面とか、そういうのもありますが、これを町民に知らせるっていう部分からいくとですね、これをただホームページとか何かに載せても、なかなか理解できないっていうのは十分言ってることはわかりますので、これは前向きに検討したいなというふうに思っているところです。

それと併せて、このエネルギー施策についての勉強会、こういうものを是非、やるべきであるという御意見です。これについても大変重要なことであるなというふうに思っています。いくらなんぼ関係者とか役場職員そういう部分の中でこの新エネルギー、二酸化炭素を排出していきましょうというふうに言っても、町民の協力とか、そういうものがないとなかなかこれは進んでいかない現状にあります。

それと併せて、再生可能エネルギーというのは、いろいろ太陽光を含めて風力、地熱、水力、いろんなものがございます。それを、町民に理解していただくというのは大変重要なことだというふうに考えておりますので、これについても、ちょっと内部で十分検討をしたいです。って言うのは、いろんな業者に頼むだけじゃなく、上に上部団体とかね、それとか、国の機関とか、そういう部分の中でも専門を持っている方々いらっしゃいますので、そういう方々にも相談をしながら、理解を進めていくっていうのは、職員含めて大変重要であるなということでございますので、この部分についても十分内部で検討して、よりわかりやすく、町民にこれから再生可

エネルギーを進めていく、理解をしてもらうためにも必要であるというふうに考えております。このへんについても十分検討してまいりたいと思っております。

最後、職員のノーマイカーデーの実施ということで、これも非常に良いアイデアであるというふうに思っているところです。ただ、職員にとっても、どうしても車とかですね、いろんな事情によってですね、来てる方々もおりますので、これまでも、いろいろノー残業デーとか、クールビズとか、いろんなそういう部分の中で、時代に即応した部分の中で内部で検討しながら協議をしてきた部分があります。役場職員が先頭となってこういうことをやることによって、町民に浸透するんではないかという議員のお話も十分理解するところでございますが、これ内部でいろいろまたあの上からただドンとですね、やるっていうだけではなく、そのへんのいろいろな意見を聞きながらね、これは進めれば進めたいですし、役場職員だけじゃなく、これが町民の皆さんにも徐々に浸透になるような、そんなような事業っていうか、そういうふうになっていけば非常に私としてもそういう効果が出てくるんでないかというふうに考えておりますので、この3点、非常に良い御意見等いただきましたので、このへんは十分検討したいということで、御理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） 佐々木議員。

○1番（佐々木雄三） 答弁ありがとうございました。

1と2の点についても、町長のほうから前向きな答弁をいただけたと思います。また、3のノーマイカーデーの導入につきましても、元々、先ほど述べましたように、失礼しました。蘭越町地球温暖化対策実行計画の中に盛り込まれておりますので、是非是非、早い段階で導入をしていただけたらなと思います。ノーマイカーデーやエコ通勤、そういったものはバスや電車が整備された都市部で結構実施が多いようです。実際のところ。ですが、我々のような小さな町で職員が導入していくことで、町長答弁あったように、地域企業でも、こういったエコ通勤などが導入されたり、町民が買い物なるべく自転車で行くようになったりと、そういった動きには活発化するのかなと、そんな思いが私としてはあります。エネルギー、環境について、前向きなまち、そういった部分を前面に押し出していけたらとてもいいなと思っております。

先ほども町長答弁あったとおり、職員の皆さんはお昼休みのときだったり、そういったときは無駄な電気を消していたりとか、すごい見えない部分でも努力はしているのは承知しております。是非是非、今後そういった部分、もっともっと活発になっていけばと思っております。改めて最後に、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 佐々木議員の再答弁にお答えします。

ノーマイカーデーですね、非常にちょっとこの部分については十分内部で検討したいなというふうに思ってます。再生可能エネルギーの二酸化炭素排出そういう部分プラスですね、歩いてくる、そういうことによって健康にも繋がるとかですね、やっぱりそういうような部分も合わせながら、十分検討できればなというふうに思っております。それと併せて蘭越町にはいろんな資源がございます。ですから、再生可能エネルギーを進める、それプラスですね、やはり答弁で申し上げた森林整備ってというのは、これやはり重要な位置づけになっております。ですから、ただ再生可能エネルギーを、CO2を削減しただけでは、やはりゼロにはならないんですよ。森林っていうそういうものを、吸収量をプラスして、ゼロに向けて進めていくということですから、蘭越町の持っている資源、これを有効に活用して、町民がやはり再生可能エネルギーっていう蘭越町にとって環境に優しい、さらには健康もプラスしながら、そういう町になる、それをみんなでいろんな事業を通してやっていける、そんなような町にしていくことが必要ではないかなというふうに思っておりますので、議員のいただいた御意見、十分内部で検討しながら、進められるところから進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） これをもって佐々木議員の質問を終わります。

次に、9番柳谷議員、質問席へ着席願います。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 私からは、1点、3項目について町長に伺います。

並行在来線対策協議会後志ブロック会議では、バス転換を決めたまま会議が開かれず、休眠状態となっています。

町長の所見を伺います。

1、国による法律改正によって、鉄道の維持整備が新たに交付金の対象になりました。全国各地で上下分離により、鉄道存続が流れとなっています。しかし、後志のブロック会議では検討がされていません。このことを提起し、協議すべきではないかと伺います。

2、ブロック会議での鉄道存続の場合の経費積算が課題であると指摘されています。その根拠について、町長は納得しているのかどうか伺います。

3、住民生活の原点ともいえる公共交通から鉄道を撤退させ、道路のみに置き換

えることは、国際的な流れに逆らうものと考えています。1年前に三重県で開かれた先進7か国交通相会議では、全ての地域、特に高齢化、人口減少する地方で効率的かつ手頃な移動手段を提供することが重要とされ、日本からは同年4月に成立した改正地域公共交通活性化再生法の報告がされ、国際的な認知を求めました。このことについて、町長の見解を求めます。

網羅的で恐縮ですが、丸で困った三つの点について、町長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の地域交通確保方策の方向性の見直しについての御質問にお答えします。

はじめに、並行在来線対策協議会后志ブロック会議についてですが、昨年の第4回定例会において、難波議員の並行在来線対策協議会での検討状況についての御質問の中でお答えしておりますとおり、昨年5月28日の第16回以降、ブロック会議は開催されてはおりませんが、バス事業者と協議会の事務局である北海道が中心に協議が進められております。関係するバス事業者においては、地域から提案している課題に対し、慎重かつ丁寧に検討いただいております。現在も協議が継続中となっております。

また、次期ブロック会議の開催ですが、私は昨年度から、事あるごとに早期の開催を求めてまいりましたが、先般、北海道の担当者が来庁された際に、早急に開催したいと話されておりましたので、間もなく開催していただけるのではないかと考えております。

さて、議員の1点目の後志ブロック会議において鉄道存続を提起し、協議すべきではないかとの御質問ですが、こちらも先程と同様、難波議員の御質問の中でお答えしておりますが、ブロック会議としては既に地域交通の確保方策として、沿線自治体合意の下にバス方式が確認されております。その実施に向けて現在協議が進められておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目のブロック会議での鉄道存続の場合の経費積算根拠に納得しているかとの御質問でございますが、小樽・長万部間及び余市・長万部間を第3セクター鉄道で運行した場合の収支予測については、令和3年度に2回、当初と見直し後の予測がブロック会議で示されておりますが、開業から120年近くを経過した鉄道施設等の老朽化やJR北海道の収支も反映された内容でございます。御質問の経費積算根拠はブロック会議の議論を経て決まったものであり、本町においては、住民説明会で説明も行っているところです。

なお、昨今の建設資材や人件費の高騰により、現段階では試算した場合の収支予測は、さらに赤字が膨らむのではないかと考えておりますので御理解をお願いします。

3点目の御質問ですが、昨年4月に成立し、10月から施行された改正地域公共交通活性化再生法、現在は改正地域交通法になっておりますが、これにつきましては、鉄道だけではなく、バスやタクシーも含む、地域公共交通ネットワークの再構築を進め、利便性・生産性・持続可能性の向上を目指しております。本町におきましては、ブロック会議で確認されたバス方式を軸に、現在、策定を進めております蘭越町地域公共交通計画においても検討中の地域公共交通サービスを活用して、地域にとって最適な公共交通体系を構築しながら、住民の足を守ってまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 公共交通を守る、そういう立場でいろいろ考えていきますと、このブロック会議のあり方っていうのが、非常に、私は問題が多いと、極めて強制的にバス転換を実施して、町村長がそれにやむなくOKをしたという経過がありありとこう見えるわけでございます。まず、3月、令和4年の3月27日の地域交通の確保方策の方向性の確認事項を決定したですね、この2年前の3月のブロック会議では非常に重要な合意がなされていると思っています。この会議では、鉄道維持の考え方については、国の支援がないから無理なんだと、そして、その理由として、膨大な維持管理費がかかるという肉付けですね。骨子はこういうことです。バスの考え方については、目的地に直に行けるっていうバスの利便性、そのほか既存の鉄道路線をバスで代替するという役割のほかに、在来線、バス、在来線に繋ぐ、路線バスに繋ぐそういうアクセスをきちっとすることによって、バスのほうが利便性の向上のほうは簡単なんだというこの二つですね、バスの有利な点、それでバス転換というふうに決まったわけですね。それでですね、重要なことは、鉄道に回帰するっていう考え方に、もし、地域で決めた場合は、国で応援しますよっていうのが、実はこの7か国の建設省会議の前に日本が決定した新しい法律なんですよ。交付税制度なんですよ。これを外国、特にヨーロッパはそうでしょうけど、ニュージーランドも国じゅう鉄道網敷かれてるということで、ヨーロッパは特に、国と国とを結ぶ鉄道が強化されてるっていうことがあって、日常生活、いわゆるローカルについても、十分、国の応援をすることが大事ですよということですね。そういうことが設定されてるということになっています。私はですね、今、ブロック会議は丸2年間何も、何をやってるのか見えてこない、1年間ですね、何も見えてこないということで、一体どこが何を担当者がやってるのかっていうのは、一番町長に伺い

たいのは、きちっとその町村長の役割ですね、バス転換に決まったんだったら、バス転換を実施するという姿勢でもって道に迫ると、ブロック会議の責任者、道に迫ると。それから、国の支援が必要、そこで国の支援が必要であれば、国にそういう要望を開発期成会なり、地元の国会議員なり、そういう要望活動の足跡が見えないんですよ。町長。これは最終的に交通政策の基本の責任者は誰かって言ったらですね、町村長ではないんですよ。国の責任なんですよ。だから国に迫るっていうことができるわけですよ。その大義名分をですね、きちっと行使してほしいと。今朝の北海道新聞では、実は、道道との交差や、新幹線の高架と、それから高速道路のインターをつくる、そういうことで1年間、倶知安駅の周辺は通行止めになるんじゃないかという報道がされていました。状況の変化が刻々と変容していきます。そこで、まず、蘭越の役割は、目名をはじめ、この南後志、黒松内も含めたですね、町村長の合意のもとに、地域の皆さんの足を、たとえ数百人であっても、どうやって守るか、日常の足と足をどうやって守るか、それが町民には見えてこないんですよ。国会議員とか、道議会議員というのは、対支持者との関係で、それは本人は政治家ですから、その場その場でやっぱり政治的な利害で動いてくれる、住民の利害で動くっていう立場はなかなか難しいと思いますよ。今の責任政党から言うと、私、率直に言ってそう思います。揉め事があれば、中に入りたくない、率直に、将来をきちっと見据えたかたちで問題を提起する。問題を提起して、道と一緒にバス転換を決めたのにね、それさえ運転手がいなかった一言ですよ。私が知りたいのは、どれだけ運転手を集めるために努力したのか。それ事業者からどんな聞き取りをやったのかね、何にも聞こえてないですね。記者会見でも何でもやって新聞報道したらいいですよ。いないから、自衛隊に努力して募集をかけてるっていうけど、自衛隊だって自分の本来業務があるわけですから、そう簡単にね、運転手手放せないと思いますよ。だから、やっぱりね、決めたらそういう方向でいくっていうことは全部、今、状況の変化によって頓挫しているということですね。難波議員の増発の、列車の増発の問題もそうですけども、やっぱりこれを明らかにね、リーダーのやっぱり町村長も含めて、率直に言って、町村長も含めて、道の知事やね、関係部局、それから地元のこういう問題を抱えた後志の、特に政権政党の国会議員の役割っていうのは大きいと思いますよね。みんな悩んでるのにね、何をやってるか、道路をつくることだけです。そこんところね、町長率直にね伝えて、そして、おらが町だけの倶知安町の町長のような発言はね、やっぱり控えるべきだというふうに思いますよ。それは、倶知安町の町並み整備のために、周辺の町村が犠牲になる構図が段々見えてきてる。全く私の発言も政治的恐縮ですけども、そういう意味では、不作為の作為が感じられないと。ここ1、2年の特にこのブロック会議のありようっていうのはそういうことを思いますね。これはやっぱり町長に是非とも答弁いた

だきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

非常に、ブロック会議のあり方とそれと今の地域交通のあり方についての再質問だったというふうに私も感じているところです。

まず最初に、このバス転換にしたという部分については、先ほども議員からもお話ありましたけども、JR北海道が経営分離されると、その長万部・小樽間ってというのは非常に経営分離されるということで、それをどういう交通体系にするのかということをおもも非常に町民にも説明をしたりですね、ブロック会議の資料に基づいて町民に説明して、令和4年2月1日、これで私のほうから町民の皆さんにですね、苦渋の判断として、バス方向でいかせてほしいという部分を町民に周知をさせていただきました。それを受けて、3月27日、ブロック会議において、全線バス転換の方向が確認された。それからバス方式にするということで協議がされたわけです。ただ、議員がおっしゃっているとおり、それから何も進んでないんじゃないかっていうのは、それはブロック会議がほぼ進んでないことですし、町民の皆さんはそれに対してやっぱり不安を持っているということは私もそれは感じております。ですから、私も事あるごとにブロック会議を開いてくれと、そして、今の現在どういうふうな状況になっているかということをおも、やはりオープンにして知らせることで、今、こういう段階にいるんだということがわかるから、開いてくれ、開いてくれるっていうのは事あるたびに言ってきたつもりです。それが1年以上開かれなくて、内部でバス事業者との中で協議がされているのが現状です。ですから、今、答弁させていただきました、非常に、このブロック会議が開かれてなかったっていうことに対しては、議員おっしゃるとおり、これは町民が不安に思っているということは私も感じておりますし、これは一ブロック会議の参加してる首長として、町民の皆さんに不安をさせているという部分については、誠に申し訳ないというふうに感じているところです。それを受けて、今現在はバス方向という中で協議がされております。それと、議員がおっしゃった新しい法律ができましたという部分の中で、これは社会資本の総合整備交付金、これを活用して地域交通を守っていくという法律が新たにできたということで、議員もそういうお話をしているんじゃないかというふうに、私も思っております。ですから、これは地域公共交通再生事業というのが創設されて、社会資本の整備交付金、約、大まかにいう

と2分の1が交付されるんじゃないかというふうに考えております。それが、今現在、国が支援をするという、そういう一つの支援策であるというふうに私も認識をしているところです。仮に、この支援策を活用するというふうになった場合ですね、いろいろ上下分離方式とか、いろんなそういうことが叫ばれておりますが、現状としてJRが、この函館線というものを維持しないというかたちになると、上下分離方式を活用したとしても、運行はやはり第3セクターになるだろうと。さらに、その施設関係とか、そういうものが各町村が取得をしたとして、その中で運行するというふうにしたとしてもですよ、今の協議会の中で、町民にも見直しをかけた説明からいくと、第3セクターでいっても、やはり30年間で800億という、やはり赤字になるんですね。それを、国が2分の1、支援をしてくれたとしても、400億の部分を沿線自治体、さらには第3セクターで負担していかなければならない。その第3セクターを、きちっと議員がおっしゃった、国の責任として、そういうふうになってくればそれは別ですが、現状としては、今、第3セクターは北海道と沿線自治体、そういう部分の中でやっていく、そこに貨物とかそういうものが使われるのであれば、それは鉄道使用料として収入が入って加算してきますが、今の函館線を考えた場合には、貨物というのは使わないということですから、やはり、第3セクター、上下分離方式、国のそういう支援策にしても、かなりの膨大な赤字が出てくるとその中でバス転換とした場合には、試算としては約70億です。70億の赤字です。それを国の交付金ももらいながらやっていくという部分を考えたときに、まだこれは最終的に、今、協議会の中ではバス方向というかたちになってます。詳しい試算とか、運転手の問題とか、そういうものも、これからきちっとした協議がなされていくと思いますが、今現在では、国の交付金そういうものを使っても、やはり第3セクターで上下分離でやったとしてもですね、私は相当な赤字を沿線自治体は確保しないと維持がしていけないんじゃないかなというふうに考えてますし、そのへんのところは、ブロック会議の中でもそういう試算もしながら、見直しをして、バス方向にしましょうというかたちで、今、進んでいるということは御理解願いたいと思います。議員がおっしゃった、その中身がなかなか見えてこないし、そして、そういうことを町民にきちっと知らせながら、今、どういう方向でいくんだというかたちは説明しながら進めていく、これは私は大事なことだというふうに思ってますので、近々、ブロック会議が開催されるということもお聞きしておりますので、その部分については十分、今の現状とか、こういう意見があったり、また見直しとか、そういうような意見もあるというようなことも伝えながらですね、今、私の立場と

しては、今、沿線自治体として、バス方向でそういうような協議がされておりますので、その中での協議を進めていきたいなというふうに考えているところです。議員がおっしゃった国、いろんな政党、そういうことも、お話の中でありましたが、現在は国の制度としてこういう交付金があって、そこを検討した部分の中でも、なかなか第3セクターでいくのは、私は厳しい状況かなというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 町長に無理くり鉄道に賛成してくれっていう、そういう発言ではないんですよ。バスを選択されたら、じゃあバスでやってくれというのが私の発言の趣旨ですよ。何の報告もないから、町民はやっぱり不安になるばかりだと。そして、一言だけ言いたいのは、実は、元々、南後志、寿都、島牧を入れるかどうかっていうのはまた別の問題ですけど、黒松内町は生活圏がほとんど長万部に近い。高度医療については、日赤病院とか、高速道路を使えるとか、そういう利便性が蘭越とは全く違うんですよ。町長に、特にですね、私は肝を据えて構えてほしいのは、一番困るのは誰なんだって言ったら蘭越町の町民なんですよ。日常生活が壊されるわけですよ。それ言われるんですよ。私も。実は、責任ある立場で町政に携わっていた方がお尋ねしたところ、やっぱり蘭越の町民が一番困ると、ニセコもそれぞれの交通ルートを持ってると、黒松内も持ってると、蘭越が困るのに、もっとリーダーシップを発揮してくれっていう、そういうね、発言でした。それは、実は、署名運動やそのほかを見てもですね、これ本当に困ってるんだよっていうところをね、幽泉閣に風呂に入りに行くのと訳が違う。日帰りで札幌へ定期的検診に行きたいと、3か月に1回の手術後の検査に行きたいっていうのは、バスがなければ、汽車がなければバスでは無理だというのが実態ですよ。だから、そこんこでもっと、私は特別な面倒なことを言ってるつもりはないんですよ。それはバスでそういう路線を確保できるのかどうか、それで日帰りできる、疲れるけども日帰りできるからいいやっていうね、そういうバスであってほしいと。だけど、私はね、ちょっと無理かなというふうに思うんですよ。当初の計画通りいったら、例えば、目名から田下のガードをくぐって市街地、目名の市街地に入って、そして国道へ出て、駅で乗せて国道へ出て、そして蘭越へ来たら高校も通って行くという、そういう走り方をしてね、一番でバスに乗って札幌の手術した病院行って検査を受けて帰って来るといったら、それは1日で私は無理じゃないかと思うんですよ。汽車であれば2時間半くらいで行けるのに、やっぱりバスだったら、それだったら半日かかっ

ちやうということになるんですよね。だから、どっちもこっちも、みんなにっちもさっちもいなくなっているという八方塞がりの状況で、最後、私は政治的な選択として、どういう選択をするかって言ったら、やはり住民が何を考えてるかっていうのを、直接、道や国にぶつけると、やっぱりそれをちゃんと法整備がされてるわけですよね。国の、交通権は、国民の交通権は国の責任ですよってちゃんといろんな法律整備されてるわけですよね。だから、私はそういうことで、町長は大所高所から住民の足を守るという立場に立ち返ってほしいと、いろんなそれはいろんな上部組織とのそのやり取りもあると思いますけど、基本をやっぱり忘れないでほしいというふうに思います。もう1回、答弁お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

私は基本ってというのは、住民の足を守りたいという考え方は変わっておりません。その中で、やはり財源があって、そして今の800億という赤字を、住民の負担の中でそれを補いながら運行していくってというのは、やはりその沿線自治体だけでやるってというのは、これはもう難しいって言う、そういう考え方を持って、やはり町民の足をなるべく守りながら、議員がおっしゃってるように、私もJRがそのまま運行してくれればそれは何も負担もしてないですし、一番良いことです。ただ、経営分離するということでは同意した以上ですね。それは第3セクターでいくのか、バスで行くのか、そういう方向で行かざるを得ない現状なんです。その中で、町民の足を守る方法が、どれが適正なのかというふうに考えたときに、皆さんのいろんな町民説明会も行わせていただきましたが、バス方式でもいいんじゃないかという部分から、そうさせていただいた。バスだと非常にJRに比べていろんな不便ではないかという部分も御指摘がございます。そのような中では、エリア内の生活圏として運行するバスと、速達性という部分の中で、拠点、拠点を持って、その中では、高速道路とかそういうものがもっと早くできれば、もっとそういうようなスムーズにいくかもしれませんが、そういう速達性を持ったバスの運行、そういうことも今、案の中では考えているところです。ですから、議員がおっしゃっているとおり、そういうようなことも、ブロック会議で開催された内容を、町民にいろいろオープンに周知をして、その中でいろんな御意見をいただいて、そして次の段階に行くということは、これは私は非常に必要だなというふうに考えておりますので、ブロック会議が開催された部分については、内容を周知しながら、そしていろんな御意見の中でですね、また、今はバス方式という部分で、なるべく町民の足を確保する方法として検討してまいりたいというふうに考えているところです。

いずれにしても、いろんな皆さんが不安に思っているということは、議員の御質問の中からも、私も十分理解するところがございますので、そのような部分については、ブロック会議です、回数も含めてオープンにしていろんな情報を提供していく、そういうようなことは是非、申し述べたいなというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） もう一つ。倶知安町長はですね、新幹線が開通する前に、JRは止めて、バス運行にすべきだという発言を度々しております。倶知安の駅の構内の問題についてはね、ほかの町のことだと言ってしまうとそれまでですから、これは発言は控えますけれども、一番困る町村の事情を考慮しないままね、やっぱり御自身の主張だけを、私は町長は黙って聞いているのかというね、そういうやっぱり怒りすら覚えますよね。これはね、やっぱりなくして、じゃあ運転手いまして済まされていると。これ町長にお伺い、まず最後に聞きたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の再質問にお答えします。

それは並行在来線を前倒して廃止するっていう考え方かということでございますが、ブロック会議の中ではまだそこまで正式な協議というのはされておられません。私としても、もし仮に、前倒しというふうになった場合には、前倒しをするなりのメリットがないと、やはり、する効果っていうのはないんじゃないかというふうに思ってます。仮に、前倒した場合、どのようなことがですね、町民の足を確保する、その部分も含めてどういう効果があるんだと、ただ前倒しすればいいというだけではない、そこでのそれぞれ沿線自治体の方々の考え方があると思いますので、それは十分、私もやるからには、それなりの効果があって、メリットがあって、少しは町民にいろんな部分で不便をかけることもあるかもしれない。トータル的にやる方向性が良いんじゃないかという部分は、それぞれの沿線自治体、そして住民の声、そういうものもきちっと聞いて判断していくべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 今日の同僚議員の発言でもありましたけども、実に、使いづら

なくなってるっていうのが今のJRなんですよ。倶知安、蘭越から札幌まで直通がなくなったっていうのはあるというね。小樽で隣のホームに乗るっていうのは、なんぼか許せるかなと思いますけど、かつては直通があったというのが、かろうじて6往復、7往復が確保されてるっていうのは、これは評価してあげようじゃないかという程度のものだと思うんですが、実質上、安楽死状態にね、路線をなくするときまで、次々、経費をカットしたりいろんなことして走れない状況に移行していくっていう、実は、そういう状況というのは如実に見られているということです。この民営化の直後の確か松原さんとかおっしゃった、石狩湾で亡くなられた社長さん、JRの社長さんは、就任のときの記者会見で、新幹線は急ぎますと、頑張りますと、でも、ローカル線も大事ですと、ローカル線あって、新幹線が存在するものと私は思ってますって言って発言して話題になったんですよね。ですから、私は新幹線が開通したら、ほかの交通網も、高速交通でなくても、それとアクセスする、やっぱり交通網っていうのは非常に大事で、日常の足を守るという、それにとどまらないやっぱりインフラのやっぱり充実っていうのが求められるんじゃないかと。全くこれは冗談交じりに話してるんですけど、議会の発言としていいかどうかはわかりませんが、有珠山が噴火したときに目名の駅を伏線にしましたね。入れ替えできるようにしたんですよ。今、もし30年過ぎた有珠山が噴火した場合、どういう状況が生まれるかって言ったら、こっちの交通は、北海道、北海道が寸断されちゃうと。道路しかなくなっちゃうっていう状況が生まれてくるんですよ。これもう国家のやることかかっていうね、そういう状況が生まれてくるというふうに思うんです。ですから、いろんな角度から見ても、私は、私の発言に大義はあると思ってるんですよ。これは。便利さや利便性だけを求めて発言してるんじゃないっていうことですね。どうかわかっていただきたいと。もう1回、町長、お願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の質問にお答えしたいと思います。

今現在、運行しているJR自体がいろんな部分でカットされたりとか、不便になるとか、そういうようなことがあってはならないという、それは私もそのとおりだと思っております。以前ですね、報道の中で、JR北海道で何も連絡がない中、無人駅が廃止されるとかですね、そんなような報道もされた部分もあったり、やはり、そういうことをがあって、町民に不安をもたらしてはならないなっていうふうに思っておりますので、JRでも経営ですから、その中でどうしてもね、いろんな部分を削減したりとか、そういうふうにしなないと会社経営というのは成り立たない部分もあると思っておりますが、やはりJRとして国民の足を今、守ってもらってるって、守

ってるんだという、そういう使命もあると思いますので、そういうような状況とか相談、そういうようなことが来たら、私は私として皆さんにもいろんな御相談をしたいと思いますし、できる限り要請なんかそういうことができることがあれば、それはやっていきたい。過去においても、いろいろ蘭越駅の部分からいってですね、1本にして、跨線橋を渡らないで行かせてくれないとかいろんな要望あって、要請もしました。ただ、その切り替えだけで数千万かかるので、そのへんのところはなかなか難しいって言うふうに言われた部分もあります。

ですから、議員おっしゃってる、私も、今現在、JRが運行していく部分の中で、町民の足を守ってくれてるという部分の中です。いろいろ、皆さんにも不便をかけている部分があると思いますが、要請等できる部分についてはやりながら、また、併せて並行在来線問題についても、協議を同時に行っていきたいという考えでありますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですね。

これをもって、柳谷議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第5、議案第1号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいま上程されました、議案第1号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律によりまして、マイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更をするもので、地方自治法第291条の11の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料①に基づきまして御説明いたします。参考資料①を御覧願います。

変更箇所にはアンダーラインを引いてあります。

第4条、広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律、昭和57年法律第80号、以下、高齢者医療確保法という、及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理すると改めます。

第19条第2項中、別表第2を別表に改め、別表第1、第4条関係を削り、別表第2、第19条関係を別表といたします。

なお、附則といたしまして、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） まず第1、なぜ、この保険者証とマイナカードを一体化しなければならないかという、そもそものところをお知らせいただきたい。

それから二つ目、既に推進期間経過しているわけですが、蘭越の一体化の実態について、実績をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） ただいまの柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、一体化につきましては、法律に基づきまして、マイナンバーの取得、それに合わせまして保険証との一体化等の作業を進めているものでございます。

蘭越町でのですね、申請率につきましては80%を超えておりまして、現在も北海道内、また、全国におきましても上位の数字となっております。ただですね、どの程度が一体化、保険証として利用できるかどうかということにつきましては、町村ごとの数字が公表されておりませんので、蘭越町としてどの程度が国民健康保険、また高齢者、後期高齢者医療、社会保険の方々がどの程度持っているかというのは、その保険者ごとに把握しているものでございまして、町の数値としては見えてきていないのが実情でございますので、御理解いただきたいといたします。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 課長、せっかく答弁いただいたんですけど、法律によるっていう答弁があります。ちょっといただけないですね。なぜ、一体化したか、そもそも教えてほしいという質問をしたわけですから。

それから、全国的な一体化の状況っていうのは%で報道されている、私の記憶では5%ってないっていうふうに思うんですが、なぜそうなのかっていうことを、このそもそものところに原因があると思うので、お答えいただきたいというふうに思って質問したわけですから。よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） はい、大変申し訳ありません。

ただいまの質問ですが、マイナンバーカードの推進に当たりまして、国民の皆様の利便性ということで、そのカードを持つということで、いろいろな機能を持たせるということで、保険証ですとか、口座の、その公的なお金を振り込むための口座を登録することによって、1回、1回、何かの手続きのために口座の登録をする必要がないとか、そういった国民のいろいろな手続きの利便性を図るということで、まずマイナンバーカードにいろいろな機能が付けられていく、この後につきましても、免許証との一体化ですとか、昨日、今週に入ってから報道だったかと思えますけれども、スマートフォンですとか、そういったときの手続きにも必須になってくるというようなお話が聞かれているところでございます。

あと、5%程度というところの、保険証ですね、紐づけのところは、今、議員からもおっしゃられたところですが、最新の、ごめんなさい、数字を持ってきておりませんが、10%に届いていないというふうに認識はしております。それにはいろいろな要因もありまして、昨年度、昨年度ですね、途中でシステムの不具合があって、公的、口座の登録がうまくいかなかったり、個人の識別がっていうところで、一度、その保険証としての利用を止めた経緯もございましたので、そういったところで、病院でもなかなかできないっていう期間がございましたので、今は改善されて、各医療機関の窓口でも使えるようにはなってきておりますので、これからまた進んでいくのかなというところもございます。

また、今、課題となっているのが、高齢者施設、うちの町で申しますと、特別養護老人ホームがございまして、そういったところの入居の方々が、申請が進んでいないというところもございまして、なかなかその本人が出向いていただいて申請をするっていうところが、なかなか進めない一つの要因にもなっておりますけれども、そういったところをこれからどうしていくかっていうところの課題も、まだクリアしていかなければなりませんけれども、これから10月に向けて、今、まだまだ申請が進んでいる、毎日、まだ作ってなかったんですけども、今でも作れますかっていうお客様がいらしている状況ですので、そういったときには、私たちもこういう、この後は保険証でとか、この後はっていうところの御説明もしながら推進

してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（熊谷雅幸） 9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 一番心配なのは、セキュリティの問題で、皆さん躊躇している。5%を切っている自治体がたくさんあるってことね、最大限言ってるだろうって想像しても、10%ってないと。蘭越は80%ってというのは、推進という立場でしか、意見がわかれて、危険性だとかそういうのを特に周知するっていうことはしてないから、そういうふうになるんだろうと思ひますけども、私は、実は、逆に、ちょっと論点を変えて、伺いたひと思ひます。これこのままいったらどんな不自由があるのか。保険証で受診するのに、今のところ不自由は感じてないんですよ。私も。どんな不自由があるのか、これがまず第一点。

それからですね、セキュリティの問題、ちょっと言ったんですけど、例えば、治験薬の、大学病院やそのほかで治験薬の実証をやったり、それから業者が、製薬メーカーが治験薬の試験をやったりするのに抽出して個人了解を得ながら、了解を、国の検査をクリアするために、製薬メーカーが薬を作っているというときに、抽出して乱数表を使うのか何かわからない、わからないけど、ランダムに募集した人に薬をお願ひしますって言って使うような、そういう制度があるんだと思ひんですけど、そういう、ブロックしたら拒否できるような情報のほかにはですね、私は、これは健康保険、今はこれ、健康保険の議論ですから、実は、戸籍台帳だとかそういうものについても全部紐付けで、どっちが紐かわかんないけど紐付けて、いろんな情報が漏れた場合の危険性ってというのは指摘されてきているわけですよ。例えば戸籍で言うと、離婚歴だとか、病気で言えば、特定疾患、知られたくない特定疾患。

○議長（熊谷雅幸） 柳谷議員。

高齢者医療、この質問についてのみで。

○9番（柳谷要） はい。そういう制度の中で、医療等を結びつけるってというのは、私は非常に無理がある。100歩譲って、その意見が大きくわかれて、認知されているが、全国では10%切ってるっていう、こういう制度をね、無理くり北海道広域連合は、今、町村にOKをもらおうというのはちょっと無理があるように思ひますよ。だからそのへんのところをね、皆さんどういふふうを考えるか、私は反対の立場で質問してますから、当然、討論をやらせていただきますけれども、そういうことで、もう1回、答弁をお願ひしたいというふうには思ひます。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） まず、1点目のマイナンバーカードを作らなければ、医療にかかるのが、この秋に一本化された後に不自由があるのか、ないのかっていうところですが、ここについては、お作りにならない方、手元にお持ちになってない方につきましては、資格証明書というものを町のほうから交付することができますので、そちらをお持ちいただくことでこれまでどおりの医療を受けることができます。そちらについては問題ないかと思えます。

また、ちょっと治験薬の研究とかっていうところになりますと、私どものほうで答えることはちょっと難しいところがございますが、まず、マイナンバーカードの安全性についてはですね、基本的には2種類のパスワードを交付するときに設定されているかと思えます。本人の暗証番号でしたり、顔認証とか、そういったところで、本人の同意なく、そのカードを、例えば落としてしまったとしても、その暗証番号を、また顔認証もされておりますので、悪用はされることはない。情報が漏れることはないというふうに、セキュリティのほうは二重、三重でかかっておりますので、そちらのほうは少し御安心していただければなと思えますし、今後もまた、それ以上に安心していただける制度になるように、私たち取り扱う者としても、国のほうにも要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

9番柳谷議員。

○9番（柳谷要） 反対の立場で討論させていただきます。

質問の中で、質疑の中でいくらか触れたんですけど、80%、蘭越では皆さんいいですよって言うっていうことですけど、全国的に見ると、そういう世論が大きくなってきている。今、あえて北海道の連合議会がですね、これを条例化して各町村に実施する、そういう時期はまだ早いというのが私の考え方です。これはもっと世論を喚起して、様々な議論があってしかるべきだと。いろんなミスや情報の漏洩やそのほかがあって、不注意のミスであれば許されるところがかなりあるんですけど

ども、組織的な欠陥によって起きる場合のことがまず一つ。

それから、もう一つは、全てカード化することによって、全てをおおっぴらになっちゃうという場合のことを考えると、情報の管理としては分散するのが一番いいというふうに私は考えてるんですけども、何もかにも一つのカードにして、生活するっていうのは、かなり私は無理があると。例えば、皆さん、ほんのささやかな病気の病歴でさえ記載されている、マイナンバーカード、保険証にアクセスして、全部、投薬の経過なんかも全部調べられるということを医療機関以外でそういうことをされたら、やはり皆さんはうんとは言わないだろうというふうに思います。私は反対をしたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は、14時20分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第6、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第2号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の

条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、蘭越中学校校舎大規模改修建築主体工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税9,440万円を含む10億3,840万円です。

予定工期は、令和8年3月27日としております。

契約の相手方は、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、代表者虻田郡倶知安町北3条東2丁目7番地、瀬尾建設工業株式会社、代表取締役社長瀬尾孝志氏であります。

入札につきましては、契約の相手方、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体のほかに、佐竹・佐藤特定建設工事共同企業体、白木・荒谷特定建設工事共同企業体の3業者によりまして、6月3日に執行いたしております。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料②を御覧願います。

1枚目の左側、1期工事と記載しておりますが、こちらの赤枠で囲んでいる部分が、令和6年度の工事箇所となります。

また、右側に2期工事と記載している赤枠が令和7年度の工事箇所となります。

蘭越中学校校舎大規模改修工事におきましては、学校運営を行いながらの工事となりますので、1年目は主に普通教室がある部分を改修し、2年目は1年目に改修が完了した部分を授業で使用していただき、工事を進める予定です。

参考資料の2枚目は、改修前と改修後の比較ができる図面となっております、右側の赤字で表示している部分が改修により変更となった箇所となります。

なお、今回、上程させていただいております蘭越中学校校舎大規模改修建築主体工事、また議案第3号の蘭越中学校校舎大規模改修電気設備工事、議案第4号の蘭越中学校校舎大規模改修機械設備工事、議案第5号旧蘭越診療所解体工事につきましては、特定建設工事共同企業体、公募型指名競争入札で実施させていただいております。

これまで本町におきましては、特定建設工事共同企業体の構成に当たっては、予備指名方式により実施しておりました。予備指名方式というのは、あらかじめ町が業者を選定し、その中で企業体を構成していただくものですが、今回の入札につきましては、公募型方式により、町が業者を選定せずに、一定の要件を付した中で事業者が企業体を構成し、申請していただき、蘭越町建設工事入札参加者指名選考委員会に諮り、業者を指名し、入札を執行しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長(熊谷雅幸) 日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長(北山誠一) ただいま上程されました、議案第3号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき金額を定めた本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、蘭越中学校校舎大規模改修電気設備工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は消費税2,500万円を含む2億7,500万円です。

予定工期は、令和8年3月27日としております。

契約の相手方は、末廣屋・長澤特定建設工事共同企業体、代表者札幌市白石区菊水2条1丁目4番20号、末廣屋電気株式会社、代表取締役猪股浩徳氏であります。

入札につきましては、契約の相手方、末廣屋・長澤特定建設工事共同企業体のほかに、内山・共和特定建設工事共同企業体、樋口・大江特定建設工事共同企業体、

富士・第一特定建設工事共同企業体の4業者によりまして、6月3日に執行いたしております。

工事の概要につきましては、先ほど御説明いたしました蘭越町中学校校舎大規模改修建築主体工事に付随して行う電気設備工事になります。

主な工事内容につきましては、キュービクルの撤去及び新設スイッチコンセント電線の撤去及び新設、放送設備やインターホン設備等の更新、電気ヒーターの一部更新、機械設備工事で設置するエアコンへの電源供給となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第8、議案第4号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第4号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治

法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、蘭越中学校校舎大規模改修機械設備工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は消費税1,880万円を含む2億680万円です。

予定工期は、令和8年3月27日としております。

契約の相手方は、池田・長澤特定建設工事共同企業体、代表者札幌市北区北12条西3丁目2番20号、池田暖房工業株式会社、代表取締役社長池田薫氏であります。

入札につきましては、契約の相手方、池田・長澤特定建設工事共同企業体のほかに、藤井・リビング梅田特定建設工事共同企業体、進栄・マルコー特定建設工事共同企業体の3業者によりまして、6月3日に執行いたしております。

次に、工事の概要ですが、こちらにつきましても、建築主体工事に付随して行う機械設備工事になります。

主な工事内容は、給水管、排水管、ガス管の撤去及び新設、給湯設備、衛生機器、換気設備の更新、消火設備の更新、高架水槽を廃止し、直圧給水への切り替え、浄化槽撤去及び下水道管への接続、エアコンの新設の工事を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第9、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第5号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、旧蘭越診療所解体工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税1,030万円を含む1億1,330万円です。

予定工期は、令和6年12月20日としております。

契約の相手方は、佐藤・ニセコ環境特定建設工事共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則氏であります。

入札につきましては、契約の相手方佐藤・ニセコ環境特定建設工事共同企業体のほかに、瀬尾・菅原特定建設工事共同企業体、白木・荒谷特定建設工事共同企業体の3業者によりまして、6月3日に執行いたしております。

工事の概要につきましては、蘭越町蘭越町156番地に位置する旧蘭越診療所、構造が鉄筋コンクリート造り延べ床面積1,098.8平米、地上2階、地下1階の建物を解体するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第5号工事請負契約の締結についてを採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第10、議案第6号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第6号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、宝橋橋りょう補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は消費税1,003万円を含む1億1,033万円です。

予定工期は、令和6年12月20日としております。

契約の相手方は、佐藤・福島経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町蘭越町238番地、佐藤建設株式会社、代表取締役小山茂則氏であります。

入札につきましては、契約の相手方佐藤・福島経常建設共同企業体のほかに、菅原・増田経常建設共同企業体、志比川・日野経常建設共同企業体、ナカジマ・石田経常建設共同企業体の4業者によりまして、6月3日に執行いたしております。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料③を御覧願います。

資料上段が側面図、中段が平面図、下段左側に断面図を掲載させていただいております。

図面の赤で表示している部分が補修箇所となっております。資料下段中央に補修計画表を記載しております。

令和6年度は、第2経間から第4経間の舗装工、縁石工、断面防水工、地覆打換工などの工事を行うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第11、議案第7号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山建設課長。

○建設課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第7号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本事案は、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約であるため、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的は、小南部橋橋りょう補修工事です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は、消費税920万円を含む1億1200万円です。

予定工期は、令和6年12月10日としております。

契約の相手方は、菅原・増田経常建設共同企業体、代表者磯谷郡蘭越町昆布町134番地48、株式会社菅原組、代表取締役社長富田浩嗣氏であります。

入札につきましては、契約の相手方、菅原・増田経常建設共同企業体のほかに、佐藤・福島経常建設共同企業体、志比川・日野経常建設共同企業体、ナカジマ・石

田経常建設共同企業体の4業者によりまして、6月3日に執行いたしております。

次に、工事の概要について申し上げます。

参考資料④を御覧願います。

側面図、平面図、断面図となっております、赤で表示している部分が工事箇所となります。

工事内容につきましては、断面補修工、橋面防水工、舗装打換工、区画線を整備するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第12、議案第8号令和6年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第8号令和6年度蘭越町一般会計補正予算第2号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は、75億533万2,000円で、歳入歳出それ

それ1億4,346万9,000円を追加し、予算の総額を76億4,880万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

なお、今回の補正予算で、職員の退職・異動等による給与の補正も行っておりますが、人件費の給与費明細につきましては、この補正予算の最後に添付していただきますので、人件費の2節、3節、4節につきましては、説明を省略し、各項目の補正額のみ説明とさせていただきます。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。7ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額960万4,000円。特定財源のその他23万7,000円は、社会保険料です。1報酬227万7,000円。会計年度任用職員報酬で、パートタイム事務職1名の採用に伴い、報酬の追加をお願いするものです。2、3、8ページにまいります。4は、説明を省略いたします。8旅費6万4,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

5目企画費、補正額302万円。特定財源のその他21万3,000円は、社会保険料です。1報酬208万6,000円。会計年度任用職員報酬で、パートタイム事務職1名の採用に伴い、報酬の追加をお願いするものです。3、4は説明を省略いたします。8旅費8万9,000円。次のページになります。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。10需用費4万9,000円。被服費で、生活路線バスらんらん号の運転手用の制服を購入させていただくものです。

7目自治振興費、補正額168万5,000円。特定財源のその他24万円は、高階日出男氏の名誉町民を祝う会参加者負担金です。

5月10日開催の第2回臨時議会で議決いただきました、高階日出男氏名誉町民に対しまして、称号贈呈式並びに祝う会の挙行に当たり、その関連費用の補正をお願いするものです。

なお、挙行日は、8月4日の日曜日、町民センターを会場として予定をしております。7報償費73万7,000円。名誉町民表彰記念品42万7,000円は、本章・略称メダル、表彰状ほか一式で、次の名誉町民功労金30万円は、名誉町民に対し、功労金として30万円を支給、次の名誉町民を祝う会謝礼1万円は、祝う会の会場におきまして伝統・文化芸能を披露していただくための謝礼です。10需用費93万5,000円。消耗品費12万6,000円は、花束、参加者記念品、用紙等の消耗品です。次の、食糧費72万6,000円は、祝賀会の費用です。印刷製本費8万3,000円は、称号贈呈式しおりの製作費用です。11役務費1万3,000円。式典参加者とりまとめに係る郵便料7,000円と、10ページに

まいります。クリーニング料6,000円です。

12目定住促進対策事業費、財源内訳の変更で、特定財源のその他30万円は、企業版ふるさと納税寄附金で、江別市の法人1社から本町の移住・定住支援事業に係る寄附の申し出がありましたので、本目へ充当させていただくものです。

14目防災対策費、補正額182万5,000円。11役務費182万5,000円。行政通信システム機器移設等手数料で、町道上里新区画線道路改良工事の拡幅に際し、既存の行政通信システムの電柱が支障となるため、北電柱への共架移設撤去費用の補正をお願いするものです。

15目気候変動対策貝の館費、補正額150万7,000円。12委託料150万7,000円。貝の館敷地内盛土整地業務委託料で、貝の館敷地内の盛土が、時間の経過とともに隆起し、隣接地まで侵入するおそれがあることから、盛土の一部除去及び法面の修復・整地費用の補正をお願いするものです。

17目地熱開発蒸気噴出事故対策費、補正額1,050万円。特定財源のその他1,050万円は、蒸気噴出対策経費負担金です。11役務費1,050万円。水質検査手数料で、昆布・蘭越地区浄水場の原水を定期的に検査するため、7月から9月分までの検査費用として1,050万円の補正をお願いするものです。

次に、目の新設になりますが、18目物価高騰対応重点支援対策費については、参考資料⑤で御説明いたしますので、御覧願います。

18目物価高騰対応重点支援対策費、補正額は、3,245万7,000円です。歳入になります。

特定財源の国庫支出金3,245万7,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

つづいて、歳出になりますが、1点目は、定額減税調整給付金事業で、事業費は2,810万円で、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。事業内容は、令和6年度税制改正において、賃金が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、個人住民税及び所得税から定額減税として一人当たり4万円の税額控除を実施いたしますが、この減税分を住民税及び所得税から控除しきれないと見込まれる対象者に対しまして、調整給付金として給付するため、関連費用の補正をお願いするものです。事業費でございますが、職員時間外勤務手当と、管理職員特別勤務手当36万4,000円。需用費として、封筒、用紙、ファイル等の消耗品費39万7,000円。役務費として、郵便料、振込手数料の26万8,000円。複写機使用料3万5,000円。次の北海道自治体情報システム協議会負担金103万6,000円は、定額減税調整給付金の給付事務に対応したシステム改修費用です。最後の定額減税調整給付金2,600万円は、住民税及び所得税から減税分を控除しきれないと見込まれる対象者を700人と算定し、給付を行うもの

です。

2点目は、低所得世帯支援給付金事業で、事業費は435万7,000円で、財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。事業内容は、国の繰越予算をもって物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を目的としまして、令和6年度に新たに住民税非課税世帯、または均等割のみ課税世帯に対しまして1世帯当たり10万円の現金給付を行うものです。事業費でございますが、北海道自治体情報システム協議会負担金35万7,000円は、給付業務に対応したシステム改修費用です。次の低所得世帯支援給付金400万円は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯、または均等割のみの課税世帯35世帯に対し、1世帯当たり10万円と、こども加算分としまして給付対象世帯のうち18才以下の子どもがいる世帯に対し、子ども一人当たり5万円の現金給付を行うものです。

申し訳ありませんが、補正予算書11ページにお戻り願います。

2款総務費 2項徴税費 1目税務総務費、補正額62万9,000円の減。2、3、12ページにまいります。4は、説明を省略いたします。

2目賦課徴収費、補正額119万3,000円。18負担金補助及び交付金119万3,000円。負担金として、北海道自治体情報システム協議会101万2,000円は、国の税制改正に伴い、所得税及び住民税の定額減税の算定に対応する住民税システムの改修費用をお願いするものです。次の地方税共同機構18万1,000円は、QRコードを活用した共通納税に係る負担金が、当初の想定件数を上回り、予算に不足が生じることから補正をお願いするものです。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費、補正額880万8,000円。特定財源のその他10万円は、地域福祉基金指定寄附金です。1報酬1万8,000円。民生委員推薦会委員報酬で、現民生委員1名の退任によりまして、その後任を選出するに当たり、推薦会を開催するものです。2、3、次のページになります。4は、説明を省略します。7報償費6,000円。退任民生委員記念品で、退任される民生委員に対し、記念品を贈呈するものです。19扶助費162万5,000円。福祉灯油等給付扶助で、当初予算で650万円を計上させていただいておりますが、燃料高騰による低所得者の冬期間の安定した暮らしを守るため、1世帯当たりの助成額を2万円から2万5,000円に引き上げ、この増額分に係る対象者325世帯分の162万5,000円の追加をお願いするものです。24積立金10万円。地域福祉基金積立金で、1件の寄附がありましたので、積立させていただくものです。

2目国民年金費、補正額8万8,000円。2、14ページにまいります。3、4は、説明を省略いたします。

3目老人福祉費、補正額245万円。18負担金補助及び交付金245万円。補

助金として、一灯園及びグループホームらんこしへの燃料費等助成で、蘭越厚生事業団から今年度も冬期間の燃料費等の助成要望があり、補正をお願いするものです。

なお、助成額は、燃料・電気料金の高騰を考慮し、1床1室当たり2万5,000円としております。

6目自立支援給付・措置費、補正額24万8,000円。12委託料24万8,000円。障害者相談支援事業委託料で、消費税課税制度の改正により、本委託事業が消費税の課税対象事業となったため、委託料に係る消費税分の補正をお願いするものです。

10目介護保険事業費、補正額844万6,000円。2、次のページにまいります。3、4は、説明を省略いたします。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、補正額74万7,000円。2、3、16ページにまいります。4は、説明を省略いたします。15原材料費8万2,000円。児童遊園地遊具補修材料で、なかよし広場内の木製ブランコ境界柵が、雪の堆積により破損したため、補修材料として丸太部材を購入させていただくものです。

3目蘭越保育所費、補正額11万4,000円。12委託料11万4,000円。自家用電気工作物保安業務委託料で、蘭越保育所のエアコン設置に伴いまして、受電契約が低圧から高圧に切り替わるため、電気事業法の義務付けにより、委託料の補正をお願いするものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費、補正額2,410万9,000円の減。2、3、次のページになります。4は、説明を省略いたします。18負担金補助及び交付金166万5,000円。補助金として、昆布温泉病院燃料費等助成事業150万円は、医療法人社団静和会から、今年度も冬期間の暖房費と患者送迎車両の燃料費、加えて電気料等の価格高騰に対する助成要望があり、補正をお願いするものです。次の水道給水管補修事業16万5,000円は、病院敷地内の給水管に漏水が発生し、その復旧費用に対する助成要望がありましたので、補正をお願いするものです。

5目蘭越歯科診療所費、補正額617万2,000円。18負担金補助及び交付金617万2,000円。蘭越歯科診療所診療業務委託補助金で、蘭越歯科診療所との業務委託に係る所得補償として、617万2,000円の補正をお願いするものです。18ページにまいります。

6目蘭越診療所費、補正額564万円。10需用費33万円。修繕料で、散薬分包機用の専用パソコンが、電源部の劣化等による起動不良のため、パソコン本体の交換修理をお願いするものです。12委託料531万円。診療業務委託料で、常勤医師3名の診療勤務体制の確定等により、当初予算の委託料に不足が生じることか

ら、補正をお願いするものです。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費、補正額625万6,000円の減。2、3、次のページになります。4は、説明を省略いたします。

3目農業振興費、補正額75万円。特定財源の国道支出金75万円は、農業次世代人材投資事業補助金です。18負担金補助及び交付金75万円。農業次世代人材投資事業補助金で、独立経営を開始する本町の農業者1名が、国から割当内示を受けたため、補助するものです。

4目農地費、節区分の移動となります。1報酬381万6,000円の減。会計年度任用職員報酬360万円。次の時間外勤務手当21万6,000円の減は、本目で継続雇用しております会計年度任用職員1名の雇用形態を、パート職からフルタイム職へ移行したことによる減額補正です。2、3は、説明を省略いたします。

7目農業後継者対策費、補正額444万円。18負担金補助及び交付金444万円。補助金として、農業大学校等修学助成事業24万円は、対象者1名が増加となりましたので、補正をお願いするものです。次の新規就農者育成対策事業420万円は、新規就農者に対する施設機械支援の対象拡充による増及び新規就農者1名の増加により、補正をお願いするものです。20ページにまいります。

7款商工費 1項商工費 1目商工総務費、補正額559万2,000円。2、3、4は、説明を省略します。

2目商工振興費、補正額6,934万9,000円。特定財源の国道支出金6,934万9,000円は、農山漁村振興交付金で、4月22日、農林水産省から割当内示を受けましたので、歳入補正をお願いするものです。18負担金補助及び交付金6,934万9,000円。次のページになります。農山漁村発イノベーション整備事業補助金で、山梨県北杜市の酒造会社が、本町吉国地区において、らんこし米を活用したスパークリング日本酒の醸造所を建設するに当たって、農林水産省から交付内示を受けましたので、補正をお願いするものです。

5目交流促進センター雪秩父費、補正額381万4,000円。10需用費381万4,000円。修繕料で、露天風呂渡り廊下の屋根修理に255万2,000円。温泉ポンプ分解掃除に64万7,000円。換気排煙窓の修理に27万5,000円など、施設設備の損傷及び故障に伴う修理をお願いするものです。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費、補正額867万6,000円の減。2、3、4は、説明を省略いたします。22ページにまいります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費、補正額162万7,000円の減。2、3、4は、説明を省略いたします。

6目除雪費、補正額1,568万6,000円。10需用費1,568万6,000円。修繕料で、ロータリー除雪車のエンジンが破損し、エンジン本体の修理費

用をお願いするものです。

8款土木費 4項住宅費 1目公営住宅管理費、補正額38万5,000円。11役務費38万5,000円。エアコン用スリーブ設置手数料で、公営住宅に居住するエアコンの設置希望のある入居者に対しまして、室内の換気口から外壁まで貫通させる穴開け作業を行うものです。

3目定住促進住宅建設費、補正額15万3,000円。3、次のページになります。4は、説明を省略いたします。

8款土木費 5項都市計画費 1目公園管理費、補正額11万4,000円。10需用費11万4,000円。修繕料で、ランラン公園内のポンプ引込開閉器盤が、サビや腐食により損傷が著しく、漏電等のおそれもあることから交換修理をお願いするものです。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費、補正額57万1,000円の減。2、3、4は説明を省略します。24ページにまいります。

10款教育費 2項小学校費 1目学校管理費、補正額38万1,000円。8旅費38万1,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

10款教育費 3項中学校費 1目学校管理費、補正額2万1,000円。8旅費2万1,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。

10款教育費 4項社会教育費 1目社会教育総務費、補正額836万1,000円の減。2、3、次のページにまいります。4は、説明を省略いたします。

2目町民センターらぶちゃんホール費、補正額335万3,000円。特定財源のその他22万1,000円は、社会保険料です。1報酬222万6,000円。会計年度任用職員報酬216万2,000円と、次の時間外勤務手当6万4,000円は、パートタイム職1名の採用に伴い、補正をお願いするものです。3、4は説明を省略します。8旅費4万9,000円。会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償です。17備品購入費11万3,000円。町民センター1階女子トイレのハンドドライヤーが、故障により修理対応ができないため、本体の交換修理をお願いするものです。26ページにまいります。

10款教育費 5項保健体育費 1目保健体育総務費、補正額484万4,000円の減。2、3、4は説明を省略します。

つづいて、歳入に戻ります。5ページを御覧願います。

16款国庫支出金、19款寄附金は、説明を省略します。

21款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額2,910万2,000円。1繰越金2,910万2,000円。前年度繰越金です。決算審査等は済んでおりませんが、5月末日をもって令和5年度の出納整理期間が終了したところでございますが、令和5年度一般会計の繰越金は、約4億4,420万円となっており、この

うち、繰越明許費に係る一般財源は、6,615万9,000円となっております。

なお、実質収支、いわゆる繰越明許費に係る一般財源を除く繰越金でございますけども、約3億7,800万円でございます。

22款諸収入、6ページまでになります。説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は、15時10分といたします。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。

11ページ、そして、参考資料の5ということで、物価高騰の支援対策費ということでお伺いしたいと思います。

この制度の部分というのは、大変複雑な制度ということでありまして、大変、担当課の方については、非常に苦勞されていると思います。先ほどの説明の中にあつたように、今回、この調整給付金というのは、参考資料のとおり、住民税、所得税、住民税所得税については3万円、住民税については1万円減税して、その部分で控除しきれなかった方に対して給付するという制度でございます。それで、ちょっとまず、所得税は、令和6年分ということになりますので、多分、これは見込みで算定してると思うんですけども、その算定方法についてちょっとお伺いしたいという部分が一点と、あと、住民税は、令和6年度分ということで、これは確定してる数字だと思しますので、その所得税の部分については、見込みってということで算出、今言ったように、あると思いますので、その算定方法についてお伺いしたいということと、それと、その見込みで出してるから、所得税の部分については、今年の12月末で確定がされると思うんですけども、その部分で実績が確定した後ですね、不足額が生じた方については、多分、再度給付すると思うんですが、この分はいつごろ給付されるのか。それと、もし、それが過不足の場合、その場合はどういう方法で、返すのか返さなくてもいいのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどのですね、参考資料のその対象者1, 200人と、うち納税義務者700人ということで、700人に対して給付ってちょっと聞いたんですけど、そうじゃなくて、700人は納税者本人ということで、その他の1, 200人、500人、この部分は扶養とか配偶者そういうのを含めた部分なのかもっと確認したいということをお願いします。

それと、この低所得者世帯の支援給付金についてですけれども、これも令和、ここにですね、令和6年度、新たな住民非課税世帯、住民税均等割、新たなってということが書かれておまして、普通であれば6年度の市町民税非課税とかうんぬんというふうに受け止めるんですが、ここに新たなって部分が書き込まれておりますので、その新たな部分ということで、どういう世帯というか、なのからお教えていただきたいということです。

それと最後なんですが、町民へこの給付調整給付金、通知方法、いろいろあると思うんですけども、どのような方法で通知をしようとしておられるのか。また、いつごろ給付をする予定なのかお教えていただきたいというふうに思います。

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 淀谷議員の御質問にお答えいたします。

まず一点目ですけれども、算定方法についてですけれども、淀谷議員おっしゃったとおり、住民税については確定していますのでいいんですけども、所得税については、おっしゃるとおり、確定していませんので、所得税につきましては、令和6年分の推定所得税額ということで、国の方針ではですね、令和5年分の所得税額を使うということになっております。

それと2点目ですけれども、不足ですね、過不足が生じた場合についてですけれども、これにつきましては、当然、過不足は出る、推定課税でやっていますので過不足は出るんですけども、多く支払った部分については還付は求めないと、国のほうで、求め、返してもらわないということになっております。それで、不足が出た場合、少なかった場合については、先ほど言われたとおりですね、おそらく確定が、当然、確定申告終わってからですので、7年度にその不足分をですね、給付することになるということですね、国のほうではまだ検討中っていう部分もあるんですけども、そういうようなかたちで進めるということになっております。

それと、そうですね、ちょっと順番変わるんですけども、交付の時期ですけれども、方法と時期ですね、方法につきましては、うちのほうからですね、税務課のほうから該当のある方に通知をしまして、その後に確認書というものが提出していただいて、それを確認し、税務課のほうで確認しまして、交付というかたち形になる

んですけども、時期的なスケジュールにつきましては、まだ予定なんですけども、というのがまだシステムのほうがですね、まだ出て、当然、今回補正のほうにもお願いしてるんですけども、できてないということもありますけれども、リリースの予定としてはですね、6月下旬から7月下旬にシステムの改修でリリースされますので、その後、リストを作成しまして、案内については7月中旬ぐらいを予定しております。その後、提出期限につきましては8月中旬をお願いしてですね、その後、給付事務については、そのあとですね、9月上旬ぐらいからになるのではないかと考えております。

それと、あと人数についてですけども、先ほど淀谷議員おっしゃったとおりですね、これについては減税ですので、あくまで減税に対するものなので、700人というのが納税義務者で、その他扶養も合わせると1,200人ということになります。

それとですね、新たな給付されるということで、課税の関係ですねっていうのがですね、当然、収入によっては増減がありますので、令和5年度に課税になった方がですね、収入等が減ってですね、6年度には当然、課税にならないという方も出てきます。そういう方が全く課税にならなかった非課税の方と、あと一番均等割だけになってなったという方が、この部分の、新たにという部分でなってる世帯でありまして、世帯数については35世帯という見込みになっております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい。ありがとうございます。

ちょっと確認したいんですが、低所得者の支援給付金と新たなとその分あるんですけども、ちょっと調べた分でね、昨年度の物価高騰の中で、非課税の世帯の中で給付金が受けられた方とか、そういう方については該当しないというふうにちょっと見たんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。ちょっと確認したいんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 福原住民福祉課長。

○住民福祉課長（福原明美） はい。ただいまの淀谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年度、該当になった方は、昨年度、支給が済んでおりますので、そこについては今年度の該当には、支給対象にはならず、6年度で新たにその非課税、均等、非課税、それから均等割がかからなくなった方々に、今回、この35世帯の方々が対

象になってくるということです。昨年、当たった方は、該当には、今年度はならないです。

○議長（熊谷雅幸） 3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） はい、ありがとうございます。

それと、もう一つ、ちょっとあれなんですけれども、扶養の部分についてですね、ちょっとお伺いしたんですけども、所得の部分については、基本的には6年分ということで、12月までと。民税の場合は、昨年度の末のやつで、12月末のやつで課税されてるということになると思うんですけども、その前に扶養、今年度、基本的には今年度子どもが生まれたとしたら、今年度だから所得の分については対象になるけども、民税の場合は対象にならないということですよね。それでいいんですよね。

○議長（熊谷雅幸） 名越税務課長。

○税務課長（名越義博） 御質問にお答えいたします。

あくまでもですね、基準については、住民税の扶養のほうを基準にしますので、ちょっと所得税については、ちょっと基準がずれるんですけども、あくまでも定額減税のこの給付については、住民税、令和6年1月1日現在での判定によって支給するということになります。それで、子どもが生まれた場合、どうなるかということなんですけども、それについてはですね、今後、当然、所得税のほうの対象になるはずですので、その部分は追加分として、7年度になると思うんですけども、その分で給付ということになると考えております。以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

住民税の分は対象にならない、基本的に1月1日現在の前年度対象なのかなということで、所得税の分については対象になるということで、わかりました。ありがとうございます。

○議長（熊谷雅幸） 答弁よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 1点だけちょっとお聞きしたいと思うんですけども、人事異動に伴う給与費の補正が全般的に行われております。そこで、一番後ろに補正予算の給与費明細書があります。ここちょっと見ていただいて、1ページの総括のところ、職員数は284で、変えていないんですけども、給与費で1,500万ぐらい減になってるんですね。これどういうふうに見るかっていうと、結局、当初予算で見てた人件費よりも総体が下がったと。つまり経験者が辞められて、その穴埋めを、給与高くない人を想定して穴埋めをしているということなんだろうなというふうにちょっと思うんですけども、そういうような考え方でよろしいかどうかということ、まず1点です。

それと、そうは言っても経験豊富な方が、これでいくと4、5人分ぐらい減になってるんですね。平均給与費でいくと1,900万、1,500万っていうと、360万ぐらいですから、平均給与費で。そうすると、その4、5名のそういう穴埋めをどうするかってところの考え方をですね、ちょっとやっぱりお聞きしたいなと思って。やっぱりそれぞれの立場で経験を積んでいた方が辞められたと、非常に3月は、我々もどうなんだろうねっていう、ちょっと心配に思ってたんですけども、今後やっぱりそういうところの穴埋め大変だと思うんですけども、例えば、経験者、社会人枠の採用とかですね、そういう取組をどのようにこうされていくのかっていうあたりのお考えをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長

○総務課長（渡辺貢） 難波議員からの御質問にお答えします。

2点ありました。まず給与費の関係でございます。

この明細書の2ページ御覧願いたいんですけども、職員数でマイナス3人。簡単に言いますとですね、当初予算編成時に、先ほど申しました、難波議員おっしゃるとおり、見込みで採用される職員等を見込んで当初予算計上しております。ただ、予算編成を組んだあとにですね、急遽辞められた方3人おりました。その3名分の減額がですね、給与の本俸については様々なものですから、その3名分で約1,500万、この分が減額というふうになっております。それで、加えて、今のその分ですね、先ほど今回の補正予算で、職員会計年度の採用もそうなんですけども、このへんの穴埋めといいますか、これからの体制なんですけども、今いる職員の中で、あと兼務発令をさせていただいて対応しているところもございます。それから、今、加えて、新規採用につきましては、もう今からですね、社会人採用もちろん

なんですけども、来年度に卒業する新規の、社会人経験のない学生についてもですね、今、公募取りまとめている最中でして、あらゆる角度からそういった公募の關係を行っているところでもございます。そういったことで、いろんな面で、会計年度を含めて体制、急に辞められる方をどうするかというのは、非常にこちらのほうとしても対応に苦慮しているところではございますけども、そういったところでいろいろ公募を募りながらですね、その中で体制を整えてやってまいっておりますので、御理解願います。以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） 7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。やっぱり組織のヒエラルキーといいますかね、そういうのは大事だと思うんですけども、やっぱり中堅どころ、これから頑張ってもらおうという方がぽつっと止められるってのは、非常に町としては痛いなというふうに思うんですね。なかなか新採用の職員でそこを穴埋めするっていうことはなかなか難しい面もあるかと思うんです。ですから、今年度の年度途中でも、やっぱり必要なところについては、やっぱり経験者の採用っていうことを、是非、進められてはどうかと、そういうふうにちょっと感じるんですけども、そういうことも含めてやっぱり対応していったほしいなというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（熊谷雅幸） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） はい。お答えいたします。

今もですね、引き続き、社会人経験公募の方を、引き続き行っております。続けて年末に向けても公募してですね、あり次第、すぐ面接をしながら、良い人材がいれば、すぐとって採用してまいりたいというふうに考えておりますので御理解願います。以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第8号令和6年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第13、議案第9号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第9号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

今年2月頃から貯湯槽から送水するポンプにエアが混入していることや、営業には支障がないのですが、源泉からくみ上げられる湯量が毎分300リットルから235リットルと減少も見られるため、源泉湯量及び温泉ポンプの調査のため、予算の補正をお願いするものです。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は3億1,984万6,000円でございます。この総額に126万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,111万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明いたします。6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 2目財産管理費、補正額126万5,000円。12委託料126万5,000円の追加。源泉湯量及び温泉既設ポンプ調査業務委託料です。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

1款事業収入 1項事業収入 1目事業収入、補正額100万円。4入浴料100万円の追加。入浴料です。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額26万5,000円。1繰越金26万5,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号令和6年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第14、議案第10号令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第10号令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

この会計の現在の歳入歳出予算の総額は2,416万2,000円でございます。この総額に38万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,454万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。
それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款事業費 1項事業費 1目特産品製造開発事業費、補正額38万4,000円。10需用費38万4,000円の追加で、修繕料で、設置から20年が経過している加工用原料吊上用クレーンに不具合が生じたため、業務に支障をきたすことから、更新するものでございます。

つづいて、歳入について御説明いたします。5ページを御覧願います。

1款事業収入 1項事業収入 2目製造事業収入、補正額38万4,000円。1製品売払収入38万4,000円の追加。シソ・トマトジュースほかでございませぬ。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号令和6年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第15、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番赤石議員。

○8番（赤石勝子） ただいま上程されました、意見書案第1号について、意見書案を読み上げて説明に代えさせていただきます。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて伐採後の着実な植林による森林の若返りや、長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など、国の事業を活用し、植林、間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない環境型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業政策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置に講ずるよう強く要望する。

1、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

よろしく御審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第1号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書案を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第16、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、報告を行います

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第1号繰越明許費繰越計算書について、御説明いたします。

令和5年度蘭越町一般会計予算の第3条で繰越明許費を定めていますが、これを翌年度へ繰越いたしましたので、御報告いたします。1ページをお開きください。

2款総務費 1項総務管理費、事業名は農村研修センター建設事業、翌年度繰越額1億8,3683,000円。同じく、物価高騰対応重点支援対策事業、翌年度繰越額250万4,000円です。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は社会保障税番号制度システム改修事業、翌年度繰越額929万5,000円です。

次に、3款民生費 2項児童福祉費、事業名は蘭越保育所空調設備設置第2工区事業、翌年度繰越額3,542万円です。

次に、6款農林水産業費 1項農業費、事業名は担い手確保・経営強化支援事業、翌年度繰越額419万2,000円。同じく、施設園芸生産基盤緊急支援事業、翌

年度繰越額448万7,000円。同じく、目名一期地区道営農地整備事業、翌年度繰越額4,506万3,000円。2ページを御覧願います。同じく、目名二期地区道営農地整備事業、翌年度繰越額2,123万8,000円。同じく、初田地区道営農地整備事業、翌年度繰越額2,075万円。同じく、名駒地区道営農地整備事業、翌年度繰越額1,262万5,000円です。

次に、10款教育費 2項小学校費、事業名は蘭越小学校空調設備設置事業、翌年度繰越額9,401万7,000円。同じく。蘭越小学校保健室空調設備設置事業、翌年度繰越額132万円。次のページにまいります。同じく、昆布小学校空調設備設置事業、翌年度繰越額2,690万6,000円です。

次に、3項中学校費、事業名は蘭越中学校屋体トイレ改修事業、翌年度繰越額1,909万6,000円。同じく、蘭越中学校空調設備第1工区事業、翌年度繰越額2,371万6,000円。同じく、蘭越中学校ピロティトイレ等改修事業、翌年度繰越額1,848万円。同じく、蘭越中学校屋体トイレ解体事業、翌年度繰越額452万1,000円です。

以上、これら17の事業について繰越しするものです。

なお、各事業ごとの財源内訳につきましては、御覧の内容です。

この繰越計算書をもちまして、翌年度へ繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第17、報告第2号令和5年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況について、報告を行います。

報告を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、報告第2号令和5年度蘭越町情報公開条例及び蘭越町個人情報保護法施行条例の運用状況につきまして、御説明いたします。1ページを御覧願います。

1の情報公開条例の運用状況についてですが、(1)開示請求等の状況は、はじめに、実施機関の町長に対しまして17件の請求となっております。

その処理状況につきましては、処理済みが17件で、その内、全部開示したものが5件、一部開示したものが7件、不存在が5件、また、審査請求が2件となっております。

次に、実施機関議会に対しましては、3件の請求となっております、処理状況は処理済みが3件で、全部開示したものの3件となっております。

次に、(2)の開示請求のあった公文書の内容等ですが、1番の4月3日にあった請求から、2ページにまいります。20番の3月25日の請求まで、20件となっております、文書及び決定の内容等につきましては御覧のとおりです。

次に、2の個人情報保護法施行条例の運用状況についてですが、開示請求はありません。

次の3情報公開審査会及び個人情報保護審査会の運用状況ですが、審査会は1回開催しております。

(1)審査請求の処理状況ですが、令和5年度情報公開条例に基づく審査請求として2件処理しており、いずれも継続審議となっております。

以上、蘭越町情報公開条例第24条及び蘭越町個人情報保護法施行条例第9条の規定によりまして、議会に報告するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） これをもって報告を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって報告済みといたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第18、報告第3号、例月出納検査報告について、代表監査委員から報告がありましたので、その写しをお手元に配布いたしましたので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第19、承認第1号閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長から申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第20、承認第2号閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長からの申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第21、承認第3号閉会中の継続調査申出を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、調査終了までの閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第22、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、蘭越町議会議会議員の研修の派遣につ

いて、お手元に配布いたしました議員の派遣についてのとおり、派遣すること
にいたしたいと思います。

派遣する場合の出張及び細部の取扱については、あらかじめ議長に一任願います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣は、お手元に配布しました議員の派遣についてのとおり
派遣することに決定しました。

○議長（熊谷雅幸） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了
いたしました。

これにて、令和6年第2回蘭越町議会定例会を閉会いたします。

午後 3時51分 閉会